

常磐大学大学院

常磐研究紀要

TOKIWA JOURNAL OF HUMAN SCIENCE, VICTIMOLOGY,
AND COMMUNITY DEVELOPMENT



Vol.4 第4号

Mar. 2010

目 次

原著論文

- ・犯罪不安と対処行動の関係に関する研究
 - 通学に関する意識調査から - 大友 由梨香 1
- ・米国初の犯罪被害者グループにおける継続性に関する考察..... 鴻 巢 堯 子 13

研究ノート

- ・大学生を対象とした"誘発線法"の基礎的研究
 - 反復使用時の反応一貫性について -
..... 後 藤 かおり・菅佐原 洋・水 口 進 31

付 録

- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 付 - 1
- 修士（人間科学）論文要旨（2008年度） 付 - 2
 - 狩野 夏美、阿久津未帆、稲垣 千代、井上 晶子、大澤 亮、
 - 壬生 沙知、中村 康子
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 付 - 9
- 修士（被害者学）論文要旨（2008年度） 付 - 10
 - 大友由梨香、鴻巢 堯子、白岩 祐子
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 付 - 13
- 修士（コミュニティ振興学）論文要旨（2008年度） 付 - 14
 - 猪瀬 雄哉、大森 昂
- 2008年度大学院3研究科合同修士論文発表会報告 付 - 17
 - 大 井 紘
- 大学院学術雑誌規程 付 - 19
- 常磐大学大学院学術雑誌執筆要綱 付 - 21
- 常磐大学大学院学術雑誌執筆要綱（英文） 付 - 29

犯罪不安と対処行動の関係に関する研究

通学に関する意識調査から

大友 由梨香¹⁾

2009年10月27日受付, 2010年 2月24日受理

Abstract : Study on the Relationships between Fear of Crime and Coping Behavior - Results from an Attitude Survey about Commuting - This study was aimed at clarifying the relationships between fear of crime and coping behavior. A questionnaire research was conducted of university students on their fear of crime during commuting. Subjects were 218 college students with valid responses of 127 males and 78 females included. In the present research, students were asked of fear of crime and coping behavior in actual and hypothetical situations. As a result of statistical analysis, in the same way as other preceding studies show, female respondents were found to have significantly higher fear of crime than males in both situations. Females also took significantly more preventive measures than the counterpart in both situations. High correlations were found between fear of crime and coping behavior in both situations in females and males. Hypothesis 1 which has something to do with the influence of fear of crime on coping behavior was found to be supported as a result. In addition, as a result of MANOVA, it was found that there was no difference in the amount of coping behavior between high-fear group and low-fear group of females. On the other hand, while high-fear males take more preventive measures, low-fear group take almost no measures. These finds show that Hypothesis 2 was supported fully among males and partially among females. Hypothesis 3 was supported among females. According to the crime statistics, crime victimization rate of males is higher than that of females. However, the amount of taking preventive measures among males is lower than females due to their low level of fear of crime. It will be necessary to enlighten male students on more crime victimization preventive measures. Overall, it was clarified that while there are sex differences in fear of crime, it influences coping behavior by and large. It was also suggested that coping is likely to prevent victimization as a matter of consequence. Moreover, factor analysis was applied to coping behavior. The primary factors were named as ' approach management ', ' lifestyle change ', ' defense ' and ' operation of the impression '. Although fear of crime was high, respondents did not take enough preventive measures. Especially, defensive measures were not taken well. Future study will need to examine how these measures will actually be useful for prevention of victimization.

Key words: fear of crime, fear of victimization, preventive measure, victimization, prevention

はじめに

犯罪の被害者になるということは、その被害の軽重にかかわらず、多くの場合、身体的、精神的、経済的な困難が伴う。そして、その影響は、被害者のみならず周囲まで及ぶこともある。このよう

に、犯罪は人々に多大な悪影響をもたらし、社会にとって有害なものであるにもかかわらず、なくなることはない。

そして、犯罪に対する国民の不安感も高まっていると言われている²⁾。例えば、社会安全研究財団(2005)が行った調査によれば、平成9年(1997年)

1) Yurika Otomo : 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程

から平成16年(2004年)の間で、犯罪に遭うのではないかという「不安感」を抱く者の割合が年々増加傾向にあることが指摘されている³。また、内閣府が行った調査においても、過去10年間に於ける自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないという不安感について、「不安に感じる人が多くなったと思う」と答えている者が約8割いることが報告されている(内閣府、2004;2006)。このように人々の犯罪に対する不安は、わが国において一般的に高いが、この犯罪という社会問題に対してどのような対策が考えられるだろうか。

問 題

犯罪に対する二方向からの対策

犯罪への対策には、犯罪予防と被害予防という二方向からのアプローチが考えられる。これらを概念図にしたものを図1に示す。まず1つは、犯罪者や犯罪企図者に焦点を当てた「犯罪予防」である。

樋村(2003)はブランティンガムらの犯罪予防を段階的に分けたものを次のように紹介している。「ブランティンガムら(Brantingham&Faust, 1976)は、公衆衛生における予防の三段階に倣って、犯罪予防を一次予防(犯罪行動を発生、促進させる物理的、社会的環境の改善)、二次予防(犯罪を行う可能性の高い個人の特定とそうした個人を生む社会状況の改善)、三次予防(犯罪を行った者の矯正または行動統制)に分けた。そして、従来から行われてきた二次予防、三次予防では限界があり、一次予防が最も効果的、現実的であるとしている。」

即ち、犯罪を企図している側の犯行機会を減らし、未然に防ぐことが重要となる。

もう1つのアプローチは、一般市民や被害に遭うリスクの高い人、既に被害に遭ってしまった人に焦点を当てた「被害予防」である。ここでも、犯罪予防のように様々な段階が考えられるが、犯罪被害は予後が大変悪いいため、犯罪被害に出来るだけ遭わないように対策を講じ、未然に防ぐこと

が重要となる。

犯罪予防の多くは、公的な機関によって行われるべきものであるが、他方で、被害予防という観点では、地域や家庭、個人による自発的な対策が主である。これらは、必ずしも明確には分けられていないが、犯罪予防と被害予防は別の視点で考えるべきではないだろうか。つまり、犯罪被害を予防するためには、公的な機関による犯罪予防に頼るだけではなく、地域や家庭そして社会をつくりあげる個々人の対策が必要不可欠と思われる⁴。

予防と不安の関連

では、これら2つの予防アプローチと犯罪不安はどう関連するのであろうか。

まず、犯罪予防と犯罪不安の関連は、国民がどういった状況に不安を感じるのか把握し、その不安要因となっている事物を改善するところにある。そして、犯罪企図者などの犯行機会をなくし、環境を整備することにより、結果として国民の不安は軽減される。一方で、被害予防と犯罪不安の関連は、犯罪不安を感じると、犯罪被害に遭わないようにする為は何らかの対策をとるところにある。そして、対策をとったことで犯罪不安が軽減される場合もある(太田、1997)。本研究では、犯罪対策の一環として被害予防があることを前提に、それに影響を与える重要なファクターの1つであると思われる犯罪不安との関連を検討する。図1に示される犯罪対策の概念図において、太枠部分が今回の研究対象である。尚、犯罪対策の概念図はブランティンガムらによる先行研究を参考にし、筆者が独自に作成した。

目 的

犯罪不安と対処行動

では、犯罪に対する不安感を持っていると、行動にどのような影響を与えるのであろうか。諸澤(2001)によれば、「被害への不安を持っていると、生活の行動様式が通常の人と違っていたり、通常の人と違った考えをもつことがある」と述べ

で「通学場面」といった、学生には日常的であるが、それ故に犯罪被害に遭う可能性も高い場面に限定して、犯罪不安と対処行動について尋ねることとした。その際、実際の通学場面における犯罪不安と対処行動について尋ねているが、その不安を「現実的犯罪不安 (actual fear of crime)」とし、「日常生活において実際に危険や心配な状況下にいる場合に、人が抱く情緒的な反応」と定義した。この定義は、Schwarzenegger (1991)⁶の定義を根拠にした太田 (1997) の定義を一部踏襲したものである。太田によれば「現実的犯罪被害不安」とは、「人通りの少ない夜道を一人で歩いたり、夜自宅に一人で留守番をしているときなど (現に今、その状況下にある場合) に人が抱く不安」としている (太田、1997)。この定義のまま現実的犯罪不安を厳密に測定するのは、実際的には困難であると思われる。犯罪に遭うのではないかと身の危険を感じていたり、不安を感じている時に、その場で不安の程度について問わなければならないため、調査の可能性として極めて難しい。現実における犯罪不安についての調査は、実際に危険や心配な場面に遭遇していたとしてもそれは過去のことであり、過去の経験において感じていた不安を尋ねているものである。従って、この調査では実際の通学場面の中でどのような不安を感じる可能性があるのか尋ねているが、それを「日常生活において実際に危険や心配な状況下にいる場合に、人が抱く情緒的な反応」と定義し、実際の通学場面における犯罪不安を「現実的犯罪不安」と呼ぶことにする。

そして、仮想の通学場面における犯罪不安については「潜在的犯罪不安 (potential fear of crime)」とし、太田の定義に従って「実際に危険や心配な状況下にいるわけではないが、そうした状況を想定した場合に人が抱く情緒的な反応」と定義する (太田、1997)。

以上述べた犯罪不安の定義に基づいて、現実場面における犯罪被害に遭わないようにするための対処行動を「現実対処行動」とし、仮想場面に

おいての行動は、「潜在対処行動」と呼ぶことにする。

尚、太田 (1997) による「犯罪不安」の分類を図 2 に示し、筆者による「犯罪不安」に関する定義を図 3 に示す。

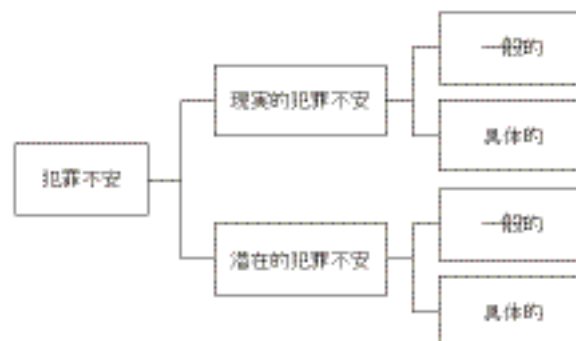


図 2 . 犯罪不安の分類 (太田、1997)

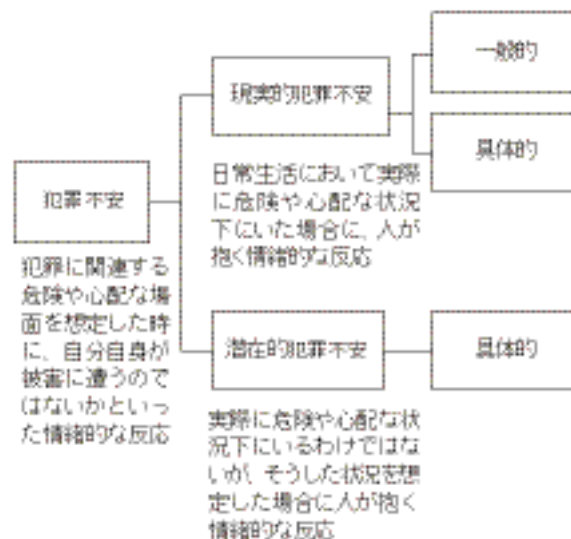


図 3 . 本研究における犯罪不安の分類

方 法

以上に示した定義を用いて質問紙を作成した。

(1) 仮 説

犯罪不安の種類や不安の量は、対処行動に影響を与えるのかについて検証する為に以下の 3 つの仮説を立てた。

- 1 . 犯罪不安が高いと対処行動をとる程度 (行動の得点) も高くなるだろう。
- 2 . 犯罪不安が高い者は、対処行動の種類に関わ

らず行動を多くとるだろう。

3. 犯罪不安の種類によって対処行動への影響は異なるだろう。

(2) 調査対象者・調査時期

通学時における犯罪不安について尋ねるため、調査対象者としては、関東圏内にある某私立大学の学生に協力を依頼し、講義の冒頭約15分間を使い教室で行った。調査は2008年7月上旬から中旬に掛けて実施した。

(3) 質問紙の構成

1. 「実際の通学場面における犯罪不安」(現実的犯罪不安：12項目)
 2. 「実際の通学場面における犯罪被害に遭わな

いたための対処行動」(現実対処行動：23項目)

3. 「仮想の通学場面における犯罪不安」(潜在的犯罪不安：12項目)
 4. 「仮想の通学場面における犯罪被害に遭わな
 いたための対処行動」(潜在対処行動：19項目)
 5. フェイスシート(性別・年齢・通学手段：3項目)

(4) 回答方法

犯罪不安についての質問は、1. 身体への被害
 2. 性的な被害 3. 財産被害 4. 交通被害
 5. その他に犯罪につながりそうな何らかの状況
 という5つの要素を含んでいる。各項目について
 0から4までの4件法(0:不安でない~4:不安である)で自己評定を求めた。また、実際の場

表1. 対処行動に関する質問項目一覧

現 実 場 面	仮 想 場 面
1 防犯ブザーなどの防犯グッズを携帯する	防犯ブザーなどの防犯グッズを携帯する
2 友人と一緒に帰る	遠回りして別の道から徒歩で帰る
3 身をまもるために鍛える	身をまもるために鍛える
4 家族や知人に迎えに来てもらう	家族や知人に迎えに来てもらう
5 通学手段を徒歩以外に変える	通学手段を徒歩以外に変える
6 大金を持ち歩かない	大金を持ち歩かない
7 肌の露出を控えた服装にする	肌の露出を控えた服装にする
8 何かあったらすぐ連絡ができるように携帯電話を持っておく	何かあったらすぐ連絡ができるように携帯電話を持っておく
9 荷物を取られにくいタイプのものにする	荷物を取られにくいタイプのものにする
10 自転車等の乗り物のかごに荷物を入れない	不審な人がいたら近づかない
11 走って帰る	走って帰る
12 防犯に関する情報を収集する	防犯に関する情報を収集する
13 危険な場所は避ける	危険な場所は避ける
14 高価なブランド品などは持ち歩かない	高価なブランド品などは持ち歩かない
15 日没後の授業はとらないように時間割をくむ	周囲の音が聞こえるようにしておく
16 周囲の音が聞こえるようにしておく	暗くても認識しやすい色の服装にする
17 自転車等のかごにネットやカバーをかける	歩く時の荷物は道路と反対側の手に持つ
18 暗くても認識しやすい色の服装にする	見知らぬ人の誘いにはのらない
19 公共の交通機関内では異性のそばにいかない	さみしい道を歩く時は背後に注意をはらう
20 不審な人がいたら近づかない	
21 歩く時の荷物は道路と反対側の手に持つ	
22 見知らぬ人の誘いにはのらない	
23 さみしい道を歩く時は背後に注意をはらう	

面の対処行動に関する質問は、各項目についてどの程度実施しているのかを、0から4までの4件法（0：全くしない～4：いつもしている）で自己評定を求めた。仮想の通学場面では、各項目についてどの程度実施すると思うのかを、0から4までの4件法（0：全くしないと思う～4：いつもすると思う）で自己評定を求めた。項目は表1の通りである。

(5) 仮想場面における治安設定

現実場面で実際に犯罪不安を感じている者がいなければ正確に対処行動との関係を見ることが出来ないという問題がある為、現実的な不安と潜在的な不安に分類し、仮想場面では調査対象者の不安を喚起するように設問3において治安設定の操作を行った。具体的には、「近頃この近辺では、夜間若者がたむろして道を占拠しているという目撃情報が相次いでいる」を、治安設定が悪い状況とし、「近頃この近辺では特に事件は発生していない」を治安設定が良い状況とした。調査対象者の約半数が前者に回答し、残りの半数が後者に回答した。この二者間において、対処行動にどのような違いがみられるかについても検討した。

結 果

(1) 調査対象者

対象者は、大学生218名であった。回収件数は207件、回収率95.4%であった。そのうち回答に不備があった者を除いて有効回答者数205名となった。性別の内訳は男性127名（62.0%）、女性78名（38.0%）、平均年齢は、18.5歳（range：18歳～24歳、SD:0.79）であった。

データの解析を行うにあたって、犯罪不安は性別によって不安を感じる対象やその程度が異なる為、仮説の検証を男女別々に行った。男女を別々に解析する必要がない箇所は併せて行った。全体の基礎データについては字数の都合上省略する。

以下、設問3において行った治安設定について妥当性の確認をした。

(2) 各場面における犯罪不安の総合平均値比較

現実的犯罪不安と潜在的犯罪不安の総合平均値を比較するため t 検定を行った。潜在的犯罪不安は現実的犯罪不安より有意に高かった（ $t(205) = 10.38, p < .01$ ）（表2）。また、男女それぞれ現実的犯罪不安と潜在的犯罪不安について t 検定を行ったところ、どちらも潜在的犯罪不安の方が有意に高かった（ $t(126) = -5.26, p < .01$ ）（ $t(77) = -11.36, p < .01$ ）。これにより、治安設定の効果が確認された。

犯罪不安と対処行動の関連について

仮説の検証

まず、現実的犯罪不安と現実対処行動には、男女それぞれに正の相関関係がみられた（ $r = .43 \sim .50, p < .01$ ）。また、潜在的犯罪不安と潜在対処行動においても同様の結果が得られた（ $r = .68 \sim .72, p < .01$ ）。仮想場面については、治安設定の関連についてもみたところ、良い状況と悪い状況それぞれに正の相関関係がみられた（ $r = .67 \sim .85, p < .01$ ）。これにより、仮説1が支持された。次に、各場面における犯罪不安と対処行動について、因子分析を行い、得られた因子に命名したものをまとめた（表3、表4）。

表2．現実的犯罪不安と潜在的犯罪不安の総合平均値比較

	N	平均	標準偏差	t 値（自由度）
現実的犯罪不安	206	1.84	0.87	10.38**
潜在的犯罪不安	206	2.54	1.22	(205)

注：** $p < .01$

表 3 . 男子の犯罪不安と対処行動の各場面における因子名

場面	犯罪不安	対処行動
現 実	複合的犯罪不安	ライフスタイルの変更 接近管理 防衛
仮 想	複合的犯罪不安	接近管理 ライフスタイルの変更

表 4 . 女子の犯罪不安と対処行動の各場面における因子名

場面	犯罪不安	対処行動
現 実	性被害に関する不安	接近管理 防衛
	複合的犯罪不安	印象の操作
仮 想	性被害に関する不安	印象の操作
	複合的犯罪不安	ライフスタイルの変更

因子名について

(1) 犯罪不安の分類

「複合的犯罪不安」は、身体犯や財産犯に対する不安、その他にも犯罪につながりそうな何らかの状況に対する不安といった複数の要素が含まれている。また、「性被害に関する不安」は、「性的な暴行をされるのではないか」「痴漢に遭うのではないか」「変質者が現れるのではないか」といった性被害に関連した項目が含まれている。

(2) 男子における対処行動の分類

男子の現実場面における「ライフスタイルの変更」は、「通学手段を徒歩以外に変える」「大金を持ち歩かない」「日没後の授業はとらないように時間割をくむ」といった項目が含まれている。一方仮想場面では、「通学手段を徒歩以外に変える」「家族や知人に迎えに来てもらう」「身をまもるために鍛える」など、現実場面に比べてより手間や時間がかかる対処行動が含まれている。

「接近管理」は、現実・仮想場面ともに「見知らぬ人の誘いにはのらない」「さみしい道を歩く時は背後に注意をばらう」「不審な人がいたら近づかない」といった危険な対象との接触や接近を管理する項目が含まれている。

「防衛」は、「防犯ブザーなどの防犯グッズを携帯する」「自転車のかごにネットやカバーをかける」といった物的な対策の項目が含まれている。

(3) 女子における対処行動の分類

女子の現実場面における「接近管理」は、「見知らぬ人の誘いにはのらない」「不審な人がいたら近づかない」「さみしい道を歩く時は背後に注意をばらう」といった危険な対象との距離感を管理する項目が含まれており、男子と同様の結果が得られた。

「防衛」は、「防犯に関する情報を収集する」「走って帰る」「身をまもるために鍛える」といった積極的な防犯への対策に関する項目が含まれている。

「印象の操作」は、「歩くときの荷物は道路と反対側の手に持つ」「暗くても認識しやすい色の服装にする」といった犯罪企図者の標的や交通事故に遭わないようにリスクを軽減させる項目が含まれている。

ここで得られた下位尺度を用い、犯罪不安を独立変数、対処行動を従属変数として男女別に多変量分散分析を行い、両者の関連について検討した。その結果、男子の現実場面では、「複合的犯罪不安」における「ライフスタイルの変更」「接近管理」のどちらとも主効果が有意であった ($F(1,124)=18.68, p<.001; F(1,124)=15.30, p<.001$)。また、仮想場面においても同様に、「接近管理」「ライフスタイルの変更」のどちらとも主効果が有意であった ($F(1,124)=18.68, p<.001; F(1,124)=15.30, p<.001$)。一方、女子の現実場面においては、「性被害に関する不安」と「複合的犯罪不安」の間に有意な交互作用はなかった ($F(1,78)=0.39, n.s.; F(1,78)=3.04, n.s.$)。主効果について確認したところ、「性被害に関する不安」における「接近管理」「防衛」において有意差はみられなかった ($F(1,78)=0.02, n.s.; F(1,78)=0.20, n.s.$)。一方、「複合的犯罪不安」では、「接近管理」の主効果はみられなかったが、「防衛」においては有意な主効果がみられた ($F(1,78)=0.39, n.s.; F(1,78)=3.04, p<.05$)。

仮想場面においては、「性被害に関する不安」と「複合的犯罪不安」の間に有意な交互作用はみられなかった ($F(1,78)=1.10, n.s.; F(1,78)=1.60, n.s.$)。そこで、主効果について確認したところ、「性被害に関する不安」における「印象の操作」「ライフスタイルの変更」に有意な主効果はなかった ($F(1,78)=0.01, n.s.; F(1,78)=1.10, n.s.$)。「複合的犯罪不安」における「印象の操作」「ライフスタイルの変更」のそれぞれに有意な主効果がみられた ($F(1,78)=10.37, p<.01; F(1,78)=11.99, p<.01$)。

以上の結果により、仮説2は、男子は現実・仮想場面ともに支持された。女子は、仮想場面にお

ける「複合的犯罪不安」のみ支持された。また、仮説3については男子の場合、犯罪不安の下位尺度が1因子であった為、仮説3の検証は女子のみで行い、女子の現実・仮想場面どちらとも仮説が支持された。

考 察

本研究では、通学場面を用いて、犯罪不安と犯罪被害に遭わないための人々の対処行動との関連について検討した。その結果として、犯罪不安は対処行動に影響を及ぼしていることが明らかになった。以下、男女に分けて考察する。

(1) 男子における不安と行動の関連について

男子は実際の通学時、仮想の通学場面ともに不安の高低によって、対処行動をどれだけとるかに影響を及ぼしていることが明らかになった。また、犯罪不安を感じている者も、あらゆる手段をとるのではなく、対処行動の中でも比較的容易に出来る対策については実践されている傾向がある。その一方、他者の協力を得たり、ライフスタイルを変更するといった対策については、危険な状況が明確になっていないと対策として実行されないということが明らかになった。

実際に犯罪の被害者となっているのは、男性の方が女性よりも多いにも関わらず⁷⁾、犯罪不安は女性よりも低く、対処行動をとる程度も低いというのは問題である。男性に対しては、より一層の被害防止策に対する啓蒙・啓発を働きかける必要があるだろう。

(2) 女子における不安と行動の関連について

女子は実際の通学時において、「性被害に関する不安」が高い者と低い者では、対処行動に違いがみられなかったが、「複合的犯罪不安」では、不安が高いか低いかによって「防衛」行動をとるかどうかの違いがみられた。また、仮想の通学場面においても「性被害に関する不安」が高い者と低い者では、対処行動に違いがみられなかったが、

「複合的犯罪不安」では、不安が高い者と低い者の間に対処行動に違いがみられたため、実際の通学時とほぼ同様の結果になったと言える。つまり、女子の場合、「性被害に関する不安」は、不安の高低では行動に影響は及ぼさないということである。これは、対処行動をとらないということではなく、不安が高い者も低い者も同程度、犯罪被害に遭わないための対処行動をとっているということである。一方、実際の通学時において、「複合的犯罪不安」が高い者も低い者も同程度に「接近管理」行動をとっていたが、「防衛」行動は、不安が高い者はとるが、低い者ではほとんど実践されていないことが明らかになった。仮想の通学場面においても、「性被害に関する不安」は高い者も低い者も同程度に対処行動をとり、行動への影響に違いはみられなかったが、「複合的犯罪不安」が高いか低いかでは、対処行動に違いがみられた。

女子の犯罪不安は「性被害に関する不安」と「複合的犯罪不安」といった犯罪不安の違いによる行動への影響についてもみることができたが、両者は、行動へ及ぼす影響が異なっていることが明らかになった。女子の場合、男子と比べて犯罪不安が高いことはこれまでの先行研究において最も明確に示されてきたことであるが⁸、本研究でも同様の結果が得られた。女子の方が犯罪不安が高い理由として、「脆弱性(vulnerability)が高い集団(高齢者や女性)では、自分が自己防衛や危険回避の行動をとることができなと感じたり、被害のもたらす身体的・心理的なダメージに対処できないと感じる結果、不安感が高くなる」(伊藤、1996)とあるが、本研究では要因ではなく結果を探るものであるので、犯罪不安が高いからこそ対処行動をとるという結果が得られた。つまり、脆弱性が高い反面、不安も高くなるが、それにより対策も講じる傾向があると言える。しかし、「性被害に関する不安」以外の犯罪不安(複合的犯罪不安)が低い者は、対処行動の程度が低いので、現実具体的な対処行動を取らないことも予測され、そのことで犯罪被害を誘発することも危惧さ

れる。その為、女子においても被害予防対策に関する啓蒙・啓発が必要であろう。

おわりに

犯罪不安は、多かれ少なかれ人々の犯罪に対処する行動に影響を与えるものであった。また、犯罪不安を強く感じている者は対策をとるが低い者は殆どとらないことが明らかになった。そして、犯罪不安が高いからといってあらゆる対策をとるのではなく、比較的行われている対策とそうでない対策があることが分かった。このように、犯罪不安と対処行動の関連を詳細に検討することによって、不足している対策を明らかにし、また、不安の種類にどの対策が適用されているのか把握することが可能である。

本研究分野における今後の課題としては、効果についても着目する必要がある。具体的には、犯罪不安を感じている者が日常生活において対策をとり、その後実際に犯罪被害予防に繋がっているのか被害経験率を継続的に調べるということである。将来的には、犯罪不安研究において最も進んでいる要因に関する研究と併せて1つの対策概念モデルが出来、この分野の一層の発展を期待したい。

また、以上に述べた研究を元に人々に被害防止策について啓蒙・啓発することによって、防犯に対する意識を高め、少しでも犯罪被害の防止に寄与することを望む。

尚、今回行った調査では、諸澤(2001)が犯罪不安に関する研究の問題点として指摘していた「犯罪不安とそれに関する様々な要因の因果関係が分かりにくい」という点を解決するために、質問紙を作成する際、犯罪不安から犯罪被害に遭わないようにするためにどのような行動をとっているかという形式で尋ねた。これは、犯罪に対する不安感から生じた対処行動を尋ねることがねらいであるが、この方法で、諸澤が指摘するような点について、どの程度解決されたかの判断は難しいところである。

また、犯罪不安の種類と対処行動の関連については、女子においてのみ確認されたことであり、男子については不安の種類が1つであった為、犯罪不安の種類と対処行動との関係について詳細に確認することは出来なかった。そして、調査の協力者は学生であり、通学に関する犯罪不安と対処行動についての分析であったため、必ずしも犯罪全般に関する項目は盛り込まれていなかった。

今後は、通学場面だけではなく、その他の場面でも起こりうる犯罪に対する不安感と、その対処行動の関係について研究が行われ、人々が犯罪不安を感じるとどのような影響があるのかが、より一層明らかにする必要があると思われる。

注

- 1 わが国の刑法犯の認知件数は、平成14年(2002年)にピークに達し、15年(2003年)以降は年々減少傾向にあるが、戦後と比較すると依然として高い水準を保っている。法務省法務総合研究所(2006)犯罪白書(平成18年版) 刑事政策の新たな潮流 p.4.
- 2 以下、犯罪に対する不安感を「犯罪不安」と呼ぶ事にする。定義については後述する。
- 3 社会安全研究財団「犯罪に対する不安感等に関する研究」(2005年) 社会安全研究財団のホームページ(<http://www.syaanken.or.jp/index2.html>)より。永房典之の部分である。
- 4 小林は犯罪対策について、従来は、犯罪発生後の対策が中心であり、今後も、犯罪発生後の対策の機能が十分に発揮されることが要請されるが、事前対策としての犯罪抑止にも重点を置く必要があると述べている。また、事前対策の方向性がいまだ不明確であり、早急に検討する必要があると思われると指摘している。小林奉文(2004) 地域社会の安全 犯罪抑止対策の現状とその課題 レファレンス 54, 2, p.42.
- 5 具体的には、「リスク回避行動」(risk avoidance behaviors)として、犯罪の被害を恐れて夜間の外出を控える、危険な場所に近寄らないようにする、

公共交通機関の利用を避けるがあり、「リスク管理行動」(risk management behaviors)として、多額の現金を持ち歩かないようにする、移動の際は徒歩ではなく車を利用する、夜の外出には同行者を伴うようにする、護身用に犬を連れしたり、ホイッスル、ナイフ、銃を持ち歩く、外を歩く時、自己の印象の操作を行う、護身術のトレーニングを受けるがある。Rosenbaum Dennis P. (1988). Community crime prevention: A review and synthesis of the literature, *Justice Quarterly*. p.329-332.

- 6 Schwarzenegger の fear of crime に関する定義は、次の通りである。現実不安(actual fear)は、現実の生活場面において、脅威に対する情緒的な反応、もう一方で、潜在不安(potential fear)は、危険な場面とは無関係の潜在的な脅威(危険)に対する情緒的反応と定義している。(筆者訳) Schwarzenegger, Christian. (1991). Public attitudes to crime: Findings of the Zurich Victim Survey, *Victims and Criminal Justice*. p.690.
- 7 例えば、生命・身体に被害をもたらした一般刑法犯の被害者数についてみると、女子よりも男子の方が圧倒的に被害者数が多いことが分かる。但し、性被害に関しては女子の方が被害発生率・被害者数ともに多い。法務省法務総合研究所(2006)犯罪白書(平成18年版) 刑事政策の新たな潮流 p.180-181.
- 8 例えば、清永賢二・高杉文子(1990) 犯罪への不安感に関する研究 1.不安感に及ぼす性・年齢差の影響 科学警察研究所報告防犯少年編 31, 2, p.94-104.
- 9 諸澤は、被害不安の原因とも結果とも考えられる変数として8つの例を挙げている。1.居住地域、2.警察などの法執行機関に対する信頼の程度、3.さまざまな状況における地域の人々の行動予測、4.住んでいる地域(または、日本全体)における犯罪量についての認識、5.住んでいる地域(または、日本全体)における将来の犯罪の増減についての予測、6.被害を受けることがどの程度あるかについ

ての予測、7. 日常の行動習慣、8. 防犯団体・被害者支援団体などへの参加 諸澤英道(2001) 新版被害者学入門 成文堂 p.82.

引用文献

- 樋村恭一(編)(2003) 都市の防犯工学・心理学からのアプローチ 北大路書房
- 法務省法務総合研究所(2006) 犯罪白書(平成18年版) 刑事政策の新たな潮流 4頁、180-181.
- 伊藤康一郎(1996) 被害の現実と市民の認識 被害者学研究第6号 151-161頁
- 清永賢二・高杉文子(1990) 犯罪への不安感に関する研究1. 不安感に及ぼす性・年齢差の影響 科学警察研究所報告防犯少年編 31, 2, 94-104.
- 小林奉文(2004) 地域社会の安全 犯罪抑止対策の現状とその課題 レファレンス54, 2, 9-42.
- 諸澤英道(2001) 新版被害者学入門 成文堂
- 内閣府(2004) 治安に関する調査(2004年7月調査)
- < <http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-chian/index.html> >
- 内閣府(2006) 治安に関する調査(2006年12月調査)
- < <http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-chian/index.html> >
- 小野寺理江・桐生正幸(2003) 空間情報が犯罪不安に及ぼす影響 犯罪心理学研究, 41, 2, 53-62.
- 太田達也(1997) 犯罪被害不安の要因分析 細井洋子・西村春夫・辰野文理(編) 住民主体の犯罪統制 多賀出版株式会社 pp.171-207.
- Rosenbaum Dennis P.(1988) Community crime prevention: A review and synthesis of the literature, *Justice quarterly*. p.329-332.
- Schwarzenegger, Christian. (1991) Public attitudes to crime: Findings of the Zurich Victim Survey, *Victims and criminal justice*. p.690.
- 社会安全研究財団(2005年) 犯罪に対する不安感等に関する調査研究
- < <http://www.syaanken.or.jp/index2.html> >

米国初の犯罪被害者グループにおける 継続性に関する考察

鴻 巢 堯 子¹⁾

2009年10月27日受付, 2010年 2月15日受理

Abstract : First Crime Victims 'Groups in the USA - Comparison of organizational sustainability between two US groups - This thesis aims to clarify the reasons for the long duration of activities of two oldest organizations for victims in the USA which continue to function and develop their activities after three decades of service to date , while the first organization for crime victims in Japan , established in 1967 , came to the end of its activity in 1981. Another variable considered is whether the longevity of victims 'groups is affected by the philosophy or concepts underlying compensation programs in the USA . Similar and disparate factors in two American crime victim organizations also are explored in the attempt to identify the longevity gap between social and institutional backgrounds of their activities. This study marks the first formal evaluation in Japanese of the first organizations in the USA in a manner that may prove useful both to victims and students of victimology .

Key words : victims of crime, crime victim compensation program, victim support, survivor, victim rights

はじめに

1960年代、諸外国に先駆けて活動を始めた犯罪被害者のグループが我が国に存在した。ひとり息子を刺殺された市瀬朝一が1967年に始めた「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」(1974年「被害者補償制度を促進する会」に名称を変更)である。我が国のみならず、諸外国にも犯罪被害者グループが存在していなかった時代に立ち上がり、犯罪被害者への補償制度の創設を目指して活動し続けた市瀬のグループは彼の死後、1981年に犯罪被害者等給付金支給法(以下「犯給法」とする)が施行されると活動を停止した。

我が国で被害者自らが、補償制度の成立を求めて苦闘し続けた活動は、一介の市民が始めた活動が次第に広がり法律の制定を得た、いわばボトムアップの活動であり、補償(給付)制度の成立ま

で14年という長い年月を要するものであった¹⁾。一方米国では、国内で補償制度の必要性が提唱されてからわずか1年後に、カリフォルニア州で米国初の補償制度が導入されている。この日米の制度導入に要した時間の差はどのような理由によるものなのだろうか。さらに米国では、我が国の市瀬のグループと同様の目的を持って30年以上前に創設され、現在も活動を続けている犯罪被害者グループが存在する。そこには、どのような継続の理由があり、特有の要因が備わっていたのだろうか。

これらの要因を探ることが本研究の目的であり、主に海外の先行事例として米国で成立した犯罪被害者補償制度の成立過程と米国の被害者グループに焦点を当て、組織の継続性がどのように達成されたのかを検討する。

米国の犯罪被害者補償制度はカリフォルニア州

1) Takako Konosu : 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程

で1965年、ニューヨーク州で1966年に成立した。本研究では、これらについて、制度制定過程を紹介している論文、書籍、新聞記事等を用いて補償制度成立までの過程で誰がどのような役割を果たし、それがどのように伝播し市民のコンセンサスを得るに至ったのかを探る。また、制定過程における犯罪被害者の関与の有無についても明確にする。

さらに、被害者グループの活動の継続性、あるいは他の形での継承性について探るため、米国内で、我が国のグループと同時代に創設され、今も活動を行っているグループを対象として現地調査とインタビューを行い、入手した資料や当時の新聞記事を基にその創設当時の活動目的や活動内容等を詳細に調べ、検討を行う。1960・70年代当時、我が国で唯一存在していた市瀬の会と同様に米国内で、個人が設立し、殺人や暴力犯罪の被害者のためのグループであり、いずれも最初に誕生したグループであると自ら明言している²こと等から米国の二つのグループFamilies and Friends of Missing Persons and Violent Crime Victims, Washington (以下FFVVCV)とAid for Victims of Violent Crime, Missouri (以下AVC)を研究の対象とした。

1. 米国における犯罪被害者補償制度の成立過程

1.1 犯罪被害者補償制度が成立するまで

市瀬が我が国で活動を始めた1967年当時、海外では既にニュージーランド、英国、米国のカリフォルニア州及びニューヨーク州の2州で犯罪被害者のための補償制度が成立・施行されていた。この背景にはまず英国の Sara Margery Fry (以下M・Fry) が1957年に補償制度を提唱したことが挙げられる。英国での論議がいち早く波及したのがニュージーランドであり、1963年に議会で法案が承認され1964年1月1日に犯罪被害補償法 (The Criminal Injuries Compensation Act 1963) が施行された。一方英国では1964年8月に施行された。ニュージーランドや英国における補償制度導入の

過程は米国でも直ちに報道され、米国での補償制度導入に影響を与えたと考えられる。

そこでまず、英国で M・Fry が最初に補償制度新設を提唱した背景と、その構想が米国に伝えられた経緯を明らかにする。

被害者補償に対する近代国家事業の創設へのきっかけを作ったのは英国の M・Fry である。治安判事であった彼女は社会改良家としての観点から、1957年 “The Observer” 紙上に “Justice for Victims³” というタイトルで補償制度の提言をおこない、過失の無い市民が犯罪行為により負傷した場合、国家はその責任を負うという概念を公的に支持し、犯罪被害者に対する補償は政府がその選挙民に対して有する責任であると論じた⁴。

本稿では彼女の提言の全体像を把握するために、Ann Margaretによる論文“SARA MARGERY FRY⁵”と M・Fry 自身の提言である“Justice for Victims”を精査した。犯罪被害者補償制度成立の過程の中で M・Fry の提言は重要な役割を果たただけでなく⁶、彼女が提言した補償制度は、英国の一般国民にはむろんのこと、刑事法学者や犯罪学者にも好感をもって受け止められる⁷など、英国内で受け入れられた様子が見られる⁸。その理由としては、英国における社会福祉の伝統が挙げられる⁹、と大谷は書いているが、それに加えて、M・Fry が提言を行うにあたり、1956年11月にはラジオ放送で、次いで1957年に The Observer 紙というメディアを通じて自説を公表したことが、一般やその他の専門家に受け入れられた一因であると考えられる。

また、犯罪被害者への補償制度を提言した M・Fry が、犯罪者の更生や、死刑制度廃止等、犯罪者の権利を護る立場で活動を進めてきた人物であるため、刑事司法関連の専門家で、かつ犯罪者の権利保護を求める立場にある人々が、彼女の提言に異論を唱えることは少なかったのではないかと推察できる。加えて、M・Fry が、ただ単に理論を提示するだけでなく、事前に調査を行い、費用の予測や、受給者に対する裁決の方法を示唆し、

労働災害に準じた税金による保険制度の導入を提言するなど、実行に移すことを視野に入れて具体的に制度新設の提唱を行ったことも、補償制度の実現に寄与したと考えられる。

さらに、彼女自身が強盗の被害に遭った経験もあることから、「提案している補償制度の価値は経済上のものだけではなく、被害者の窮状が認められたという素朴な事実が、苦痛を緩和するのに役立つ¹⁰」と述べるなど、被害者の心情にも迫っている。

それでは、彼女の提言はどのように米国にわたり、どのように制度として確立していったのだろうか。米国における犯罪補償制度に関する年表¹¹や論文¹²によれば、1965年にカリフォルニア州、次いでニューヨーク州で補償制度が成立しており、米国で補償制度を最初に提言したのは、Arthur Goldberg 判事であった。1964年当時最高裁判事であった Goldberg が行った講演は犯罪者に対する公平な処遇を求める内容であり、貧しく、影響力の乏しい犯罪者が刑事司法制度の中で不当な扱いを受けないことを強く求めている。同時に、犯罪の被害者にも、等しく、公平に、補償をすべきであると説いている。これに関しては、「米国では、被疑者、被告人、受刑者の人権と被害者の人権の均衡が関心の出発点となった¹³」と大谷が指摘している。同様に、1966年の記事¹⁴には、「天秤(秤)の錘を等しくする時がきた」という見出しで、犯罪者は国の費用で全て面倒を見て貰っているのだから、その被害を被った被害者は支援を受けべきであり、犯罪者に重きが置かれている現状を公平にすべきであるという主張が見られる。

ニューヨーク大学で行われた彼の講演内容がニューヨークタイムズで取り上げられると、補償制度は大いに関心を集めるようになったが、M・Fry が英国で提言を行った1950年代末には、米国の専門家の間には補償制度に対する反対論も存在した¹⁵。だが、英国同様、米国でもメディアが取り上げたことで、補償制度は一般の人々にも広く知られるようになった。Goldberg の23ページにわ

たる犯罪者に対する公平な処遇を求める講演記録¹⁶の中で、わずか数行分の犯罪被害者補償に対する提言を大きく、しかも繰り返し取り上げたことに、ニューヨークタイムズの先見性と米国内で補償制度を推し進めようとする記事の意図が感じられる。例えば、1964年2月12日、講演の翌日にはニューヨークタイムズは「犯罪被害者に対して政府が補償する制度の研究を行うべきであると提案した」という内容の記事を掲載し¹⁷、翌3月15日には「貧しい者にも同等のJusticeを」というタイトルで講演の要旨を掲載¹⁸、同3月25日には「犯罪被害者に対する支払い支持・Goldberg は米国における提案の主要な支持者」¹⁹という記事を掲載している。これには Goldberg が著名な刑事司法の専門家であったことも影響していると考えられる。

Goldberg が補償制度について言及した1964年2月には米国では未だ、ベトナム反戦運動(1967～1972)も、女性解放運動(1970～現在)も起こっていない。だが、まさしく公民権運動(1936～1972)の真只中の時期であった²⁰。Dr Martin Luther King, Jr. と他の指導者達は公民権運動²¹を通じて全ての米国人は米国憲法の下、等しい権利を有することを明確にし、非暴力を通じて変化を作り出すことに焦点を当てていた。このように、公民権運動の最中に Goldberg 判事の講演が行われ、その提言は貧しい犯罪者に対して公平な裁判や処遇が行われることを求めるのと同時に、忘れ去られている存在である犯罪の被害者に対する補償の重要性を訴えたものであったため、公民権法の意図に則したものであったと思われる。

1965年に行われたギャロップ調査の結果も、犯罪被害者に対する補償制度の導入には圧倒的多数の回答者が賛成であることを示唆している。「罪の無い被害者が殺された場合、国家は被害者の家族を経済的、金銭的に支援を行うべきかと問われて、回答者の62パーセントがすべき²²」と回答しており、1965年の段階で、犯罪被害者に対する補償制度が広く一般市民の賛同を得ていたことがうかがえる。

これを具体的に示す事例として、1963年の Kennedy 大統領の暗殺²³が挙げられる。加害者である Oswald を捕まえようとして Tippett 警官が撃たれて死亡したが、遺族に対して全米から多額の募金が寄せられた。もし犯罪被害者の苦境が広く世の中に知られば、疑いなく他の被害者も同様の支援を受けられるだろう²⁴、という共通の意識が米国民の中に存在していた²⁵と思われる。

これに関して、2008年7月2日にセントルイスのAVCでヒアリングを行った際、ディレクターである Julie Lawson は犯罪被害者のための会が36年に亘って継続した理由のひとつとして米国における慈善とボランティアの意識を挙げているが、これは自分の意思とは関係のないところで犯罪に巻き込まれ、窮地に陥っている被害者に手を差し伸べるのは当然であるという概念が米国社会に広く行き渡っていることを示唆していると考えられる。

なお、米国に先駆けて、ニュージーランドと英国で既に補償制度が施行、あるいは成立直前であり、米国内でも度々報道されていたことは当然 Goldberg の提言を受け入れ易いものにしたと思われる。

このように、米国では犯罪被害者グループが誕生する前にすでに一部の州で補償制度が導入され、加えて我が国の場合とは異なり、加害者の権利を擁護する立場にいた社会的影響力のある人物が提唱した制度導入が、メディアを通じて一般市民に受け入れられていくという、いわばトップダウンの形で補償制度が成立していった。

1.2 犯罪被害者が果たした役割

米国において犯罪被害者補償制度の必要性を提起し、推進したのは犯罪被害者ではなく、刑事司法に関わる専門家とメディアが大きな役割を果たしていた。各州で補償制度導入の是非を巡って活発な議論が起り、市民のコンセンサスを得て導入に至っている。では、その過程で犯罪被害者自身はどのような役割を果たしたのだろうか。被害

者グループが補償制度を求めて活動した例ではないが、被害者の窮状が大きく報道されることで、補償制度導入の弾みとなった例が確認できる²⁶。

ニューヨーク州では補償制度を導入するため、1966年犯罪被害者補償委員会が設立された。この委員会設立のため授權法規（法の執行権限を行政機関に付与する種類の法律）が制定されたが、この法律の成立は、若い男性が地下鉄の中で殺され妻と15ヶ月の乳児があとに残されるという残虐な犯罪に対して巻き起こった世論の大きな抗議に応えるものであった²⁷。この事件は、1965年10月9日ニューヨークの地下鉄の中で起り、事件発生の直後から連日大きく報道された²⁸。

ワシントン州では、1973年に行われた補償制度導入に係る公聴会に強盗の銃弾で首から下が麻痺した44歳のシアトルの女性 Pat Hemenway が車椅子で出席し、補償の必要性を訴えた。このように、ワシントン州においても、被害者が窮状を直接語ることで、議員達に大きな感銘を与え、その模様が市民に報道され、法案の可決が促される結果になった。ワシントン州では犯罪被害者補償法は1973年に成立、1974年7月1日に施行されたが、彼女に補償制度の恩恵が適用されるべく、1972月1日に遡って法律が適用されることとなった²⁹。

なお、我が国では市瀬をはじめとする被害者遺族は法律の遡及を強く求めていたが、犯給法が1981年に施行された際、遡及されることがなかった。だが、上記のように、米国ワシントン州では遡及を認める補償制度が制定されていた³⁰のである。

また、ワシントン州では、被害者グループがその活動の中で、会発足の直前に施行された補償制度の不備について改良を求めていく³¹など、補償制度との関与を深めて行った例もあった。

1.3 背景にある理念や概念

それでは、米国では、どのような理念や概念が当時、犯罪被害者、刑事司法関係者、一般の人々に共有され、それらはどのように伝播していった

のだろうか。当時の資料・新聞記事等の中から、共有されていた理念や概念を表す言葉を取りだし、それがどのように扱われていたのかを探る。

まず、M・Fryの提言は米国内では一般的な、当然の理論として文章の一部が引用されている。たとえば「国家は市民に自衛を認めていないので、犯罪が起きたときは、被害者に対する責任は国家にある³²」という一節が新聞記事に何度も登場するが、出典は全く示されていない³³。また、M・Fryが“Justice for Victims”中で述べている内容³⁴をテキサス州上院議員Ralph Yarboroughは自分が伝聞した情報として「暴行されて目が見えなくなった男性は裁判所から判決を貰った。だが、貧しい加害者は毎週僅かな支払いしかできないため、全額支払ってもらうためには、被害者は400年生きなければならない³⁵」と米国の新聞紙上で述べていることから明らかなように、M・Fryの意見が米国では、社会の一般論として拡大的に認識され始めたことを示している。

これに対しGoldbergの発言内容は、どの新聞記事でも概ね正確に報道されている。1964年11月にはJack Andersonが「我々は犯罪被害者に支払うべきなのか」という記事を書いているが、その中で、「最高裁判事のArthur Goldbergは英国とニュージーランド両国の法律を研究している。そして彼は、『強盗や暴行の被害者は真の意味での保護を否定されてきた。社会は被害者を元に戻す何がしかの責任を負うべきである』と結論付けている³⁶」と書いている。また、ロスアンゼルスタイムズでも、「補償制度に関して米国における主要な提唱者は、Arthur J. Goldbergで、彼は昨年犯罪被害者に補償する制度の研究をこの国で行うべきであると促しており、『強盗や暴行の被害者は本質的に法の下での保護を否定されており、社会は被害者が回復するための何がしかの責任を取るべきである』とGoldberg前判事は語っている³⁷」と述べているが、Goldbergが講演の中で述べた短いコメントが補償制度を援護する断定的な意見として、独り歩きを始めている。

他に例をあげるとワシントン州議会議員が、「補償制度に値段をつけることはできない、費用の問題ではなく、権利の問題だ³⁸」と述べ、被害者が置かれている状況を被害者に代わって訴えている記事が見受けられる。これは、米国の新聞がただ単に補償制度の是非を客観的に伝えるだけではなく、補償制度の重要性と犯罪被害者が置かれている状況を積極的に世論に伝えていこうとするメディアとしての意図を表わしていると推察できる。

なお、我が国における犯罪被害者運動の草分けであった市瀬が亡くなる直前口にしたという言葉「ハ、ム、ラ、ビ³⁹」も米国の新聞紙上にしばしば登場する。Gerhard O. W. Mueller⁴⁰が、彼の論文の中でハムラビ法典を紹介し、「これは、4000年後の今日M・Fryが提唱している補償と非常に近いものであると考える」と述べているが、ハムラビ法典が犯罪被害者に対する補償制度の概念を簡潔に表しているため、米国の新聞記事の中で多用されたのではないかと思われる。他方、我が国ではハムラビの補償制度が新聞紙上に登場することも、また、広く市民に知られることもなかった。

2. 米国で最初に誕生した犯罪被害者のためのグループ

2.1 犯罪被害者のためのグループが継続する条件

グループの継続性という観点から二つのグループの類似点と相違点をまとめると以下のようなになる⁴¹。

まず、類似点について検討すると、FFVCV、AVC共補償制度を求める活動を行う必要がなかったことが挙げられる。前述の通り、FFVCVは1975年に誕生しているが、ワシントン州ではその前年に補償制度が施行されていた。また、AVCが誕生したミズーリ州に補償制度が導入されたのは1983年のことであるが、AVCは1972年の創設当初から、補償制度の代替機能を果たしたため、補償制度を求める活動は行わなかった。

また、FFVCV、AVC共に設立当初からNPO法人となりInternal Revenue Act § 501(c)(3)による税制上の優遇を受けており、組織として認識されている。また、FFVCVは積極的に地域の警察官、裁判官、政治家等の専門家に参加を呼びかけてミーティングを重ねるなど、地域の関係者や専門家、一般市民に対する理解と協力を求めた。AVCも活動を進めるにあたり、市内の様々な機関と協力を行っていた様子が見られる。このように、両グループとも活動開始直後から警察や地域の協力を取り付けて、地域の中で犯罪被害者のための組織として受け入れられており、それがグループを継続させていく助けとなったと考えられる。

次に活動地域であるが、FFVCVの活動はワシントン州内に限られており、当初はシアトル周辺での活動が主であった。AVCの活動も当初はセントルイス市内に限られていた。このように、同じ地域で活動を続けることで、その地域における犯罪被害者支援の重要な資源の一環として認識されることにつながったと考えられる。

さらに、会の規模が小規模であったことも理由のひとつとして挙げられる。FFVCV、AVC共に事務局のスタッフは数名程度であり、事務所も教会や古い倉庫など、無料で使用できる場所を借りていた。AVCの場合、一時は100人を超すボランティアが登録していたが、1977年内部の軋轢により、すべてのボランティアが離反する事態が起こった。その後、ボランティアの養成をゼロから始めるなどして会の再生を図ったが、このことから、適正な規模で活動を継続していくことが、会を永続していく上で重要な条件のひとつであることが分かる。

次に相違点について検討する。

まず、設立者と設立のきっかけについて検討する。FFVCVを設立したのはLola Linstadと友人Linda Barkerの二人であるが、殺害された娘の加害者を裁く刑事裁判の中で被害者の権利が重視されない体験をしたことから、同じ状況にある被害者に連絡を取ったのが最初であった。一方Carol

VittertがAVCを設立したのは、罪を犯した青少年が被害を受けると、もはや犯罪少年ではなく被害者であるため、少年は矯正施設から出されてしまうが、被害者に対するプログラムは皆無であることに気付いたからであった。後年AVCの再編に取り組んだEd. Stout⁴³も、AVCに関わる以前は犯罪者をサポートし、就労を促す活動を行っていた。犯罪者の権利擁護を進めてきた二人がAVCの活動に携わったことは、AVCの活動の特徴と地域の特性を象徴するものであると考えられる。このように、FFVCVとAVCが設立された経緯は全く異なっており、グループ設立の経緯は、両グループの継続性に影響を与えてはいないようである。

次に設立の目的であるが、FFVCVの場合、活動の目的は被害者の権利の確立に絞られており、主な活動内容は被害者間の定例集会和、地域の刑事司法関係者への働きかけが主とされ、現在に至るまで、活動内容全般にあまり変化が無い。ひたすら被害者の権利を求めてきたことが継続の主な理由のひとつと考えられる。1975年2月25日、最初の会合でFFVCVは設立されたが、設立の目的は、刑事裁判のシステムを検証する、悲嘆の時期にある被害者の家族や友人に手を差し伸べる、今日の社会に凶悪な犯罪の危険性が存在することとその影響について一般の人々を対象に啓蒙を行う、であった。現在の活動の中心が、ピアサポートグループの会合、刑事司法制度アドボカシーと介入、法廷支援、情報提供、教育サービス⁴⁴であることから分かるように、時代により、刑事司法制度上で求める内容は変化しても、FFVCVは当初の目的を変更することなく、活動を継続してきたことがうかがえる。FFVCV開設時からボランティアとして33年間活動を続けてきたMs. Mary Millerへのヒアリング(2008年3月1日実施)の内容もこれを裏付けるものであった。

このように会の目的や活動内容に変化が少ない場合、活動が時代のニーズに合わなくなりがちであるが、継続して被害者の会合を地域ごとに開催し、被害者・遺族間の仲間としての連携を保った

ことが、活動を途切れさせなかった大きな要因となっている。

一方、AVC 設立の目的はセントルイス地域で犯罪被害者にボランティアによる支援サービスを届けることであった。その目的自体が変化することはなかったが、サービスを継続する過程で、資金の欠如や、ボランティアの不在という事態が起こるなど、紆余曲折を経験した。新たな指導者を迎えると、次第に会の活動内容もその時代の被害者の要求に合わせて変化し、被害者の権利を求める活動へと移行していった。従って、AVC の場合は、活動の目的がその時代のニーズによって変化することで、活動を継続させていったと考えられる。

次にリーダーシップについて検討すると、FFVVCV では、設立当初から強いリーダーが存在しなかったため、被害者遺族が交代でグループの代表を務めた。メンバーの役割と分担が明確であり、メンバーはそれぞれの役割を果たした。加えて、常にグループのトップや中心に被害者遺族が存在していたため、時代が変わっても、その時々々の被害者のニーズに対処できるという利点があった。

これに対し、AVC では2002年に創設者のCarol Vittert と Ed Stout が大統領から表彰されているが、その過程で挫折を経験している。AVC の活動年表⁴⁵においても、またインタビューを行ったディレクターの Julie の説明⁴⁶にも、1972年の創設以来、70年代にグループが活動を中止しなければならないような出来事が存在した形跡は発見できなかった。Julie によれば、過去36年間に及ぶAVCの活動の中で、2度閉鎖の危機に直面した。一度目は1992年、州の憲法が修正され被害者の権利条項が加えられた時で、グループは活動の目標を見失い、閉鎖の危機に直面した。2回目は Ed Stout が亡くなった2005年で、活動を整理縮小し、危機を乗り越えたということである。だが、1970年代後半の新聞記事を詳しく調べる⁴⁷と、AVC 内部で白人と黒人ボランティアの間に確執があり、

黒人ボランティアが全て辞め、その後 AVC の活動は一時休止状態となった。その混乱の收拾を任されたのが Stout であり、彼がその後の AVC の継続と成長の大きな鍵を握ったことは明らかである。この発端は1977年9月17日 AVC のボランティア・コーディネーターである Ann Slaughter が、突然解雇を言い渡され、それに呼応して黒人ボランティアが全て辞めてしまったことである。この騒動の結果、AVC に対して2年継続されていた LEAA⁴⁸の資金提供は一時停止され、最終的に資金提供は継続されないことになった。AVC は組織を再建するため、資金と姿を消してしまったボランティアの問題を解決しなければならなくなった。

Stout は1978年理事会に加わり、1982年には事務局長に就任し、新しいボランティアグループ・Good Samaritan Network を立ち上げるなど、AVC の再建に取り組んだ。1983年ミズーリ州に犯罪被害者補償制度が成立したが、この後、AVC はミズーリ州における被害者の権利拡大運動の中心となって活動をした。ミズーリ州に犯罪被害者の権利のための憲法改正をもたらした法律改正の草案を準備したのも Stout だった。このように、AVC が危機を乗り越えられたのは、Stout という卓越した人物の力を得て、組織を作り直したことで、地域の中で地道な活動を行うべく、地域で資金調達できる道を見出したこと、ミズーリ州における被害者の権利獲得運動の中心的存在として活動したことにある。だが、AVC が Stout の死後、グループの活動を縮小し、規模を縮小せざるを得なかったことを勘案すれば、ひとりのリーダーシップに頼るのは永続的な活動を行っていく上で必ずしも望ましいことではないことが分かる。

次に活動内容と活動の運営資金について検討すると、FFVVCV は遺族間で定期的な会合を行うだけでなく、外部に対しても刑事司法上の権利や教育活動に関して、積極的かつ継続的な働きかけを行った。だが、活動は全て被害者自身のボランティアによるものであり、そのため、多額の費用を必

要とせず、設立当初の議事録の中にも「必要になれば、募金を行う」という記述が見られる。また、FFVCV では被害者間の定例会や電話による相談以外は直接支援を行ってこなかった、このことが、資金や人材の不足を招かなかつた理由のひとつであると考えられ、会の継続に大いに寄与したと思われる。

AVC の場合、活動の全てが地域の被害者に対する支援サービスであり、可能な限りあらゆるサービスを提供した⁴⁹。しかし、支援活動を継続していくためには、資金面、人的資源の面で常に不足が起こり、その対処に多大な努力を必要とした。

また、被害者間の定例会を行っていないため、どうしても支援する側とされる側の関係に陥り易く、被害者が抱く新たなニーズを発見し、それに対応していくことには困難が付きまとった。支援が中心でありながら、公的な資金援助を得ておらず、まったくの民間機関として活動を維持していくのは、被害者が中心のグループと比べて継続上、より多くの負荷がかかったと考えられる。だが、AVC は地域のネットワークの中で、FFVCV 同様欠かせない存在となっていた。

このように、継続上の観点から類似点、相違点を検討したが、この他に、両グループに対してヒアリングを行った際に、継続上の理由として指摘されたのは次の点である。FFVCV は、一貫して被害者が定期的にミーティングを持ってきたこと、ワシントン州内で他の団体とは競合しない特色を持ち、被害者支援の核となる団体として認識されていることを挙げている。AVC は、慈善の風土、AVC の独自性、地域で認められた組織であることを指摘している。このように、長年にわたり同じ地域で継続して活動してきたことにより、両組織は地域の中で信頼された存在となり、また、数多く存在している他の被害者支援組織には見られない独自性を備えていることから、地域のネットワークの中で核となる存在として重要視されてきたことが明らかである。

我が国の被害者のためのグループを考える際、

FFVCV のように犯罪被害者が中心となって活動するグループも増えていくと思われるし、AVC のようにサポートを活動の中心に置くグループも数の増加はもちろんのこと、活動内容も充実したものになっていくと思われる。その際、重要な点は、いかにネットワークを作り上げていくかであると考えられる。特に地域の中でネットワークを構築し、様々なグループが縦横に繋がって協力していくことが今後欠かせない基本項目であると思われる。

加えて、Ed Stout が述べているように⁵⁰、初心を忘れてはいけないということを銘記しておく必要がある。「どんな活動でも、特にそれが30年を過ぎるようになれば、動脈硬化を起こしていないか注意しなければならない。被害者の声に耳を傾けているか、再確認しなければならない。常に目と耳を大きく開いてニーズに耳を傾けていないと、多くの他の機関や運動がそうであるように、動脈硬化を起こし、官僚化して、途中で挫折してしまうことになる。人間の基本的なニーズは時代が変わっても、変化しない。基本的なニーズを侵害された人間が最も必要とするのは無視されないことである。彼らのニーズは、AVC の一番目のボランティア(創設者)であったCarol(Vittert)が行ったように、手を差し伸べて、「どう、大丈夫」と声を掛けることである。侵害された人がいる限り、いつでもそのニーズは存在し続けるのだ。」

左記に両グループの比較表(表1)を載せる。

以上継続上の条件という観点から考察を行ってきたが、次に組織論に照らして両グループについての比較を行う。まず、これらのグループが、組織として成立しているのかを、組織の定義に照らして検討する。

リチャード・ダフトの定義「組織とは、目標指向を持った社会的な実体であり、識別可能な境界を有し、意図的に構造化された活動システムである⁵²」ならびに、チェスター・バーナードの定義「組織とは、2人以上の人々の意識的に調整された人間の行為のシステム・2人以上の人々の協働的

表1 ワシントン州FFVVCV、ミズーリ州AVCの比較表⁵¹

無色は類似点、濃色は相違点、中間色はどちらとも言えない、を表す。

	ワシントン (FFVVCV)	ミズーリ (AVC)
設立年	1975	1972
設立のきっかけ	設立者 Lola Linstad の娘が殺される	Vittert が被害者の惨状を知って
設立の目的	被害者の権利の拡大と犯罪被害者についての啓蒙教育	補償制度の代替
設立者	被害者の母親	一人の主婦・Carol Vittert
リーダーシップ	設立当初から代表者が交代、傑出したリーダーが見られない	Vittertは理事の一人にすぎないが、Stoutは強いリーダーシップを発揮した
費用	できるだけ費用をかけない。当初は募金もせず	当初から基金や寄付を利用
会の運営	遺族間で役割分担	互助によるボランティア支援
会の形	NPO	NPO
参加者	被害者・専門家	地域の支援者・被害者
参加者の役割	参加被害者が目的別のセクションに関わり、役割分担に沿って活動した	支援の担い手は大半が黒人であり、被害を受けた経験者も多かった
会の規模	小規模	小規模
活動地域	限定した地域・市と周辺後に州内	限定した地域・市と周辺
地域の協力	セルフヘルプグループとして認識されていた	犯罪被害者へのサービス機関として欠かせない存在
挫折	特になし	3度崩壊の危機に遭遇
他からの援助の有無	当初から司法関係の専門家に協力を求めた	公的・私的資金援助を求めた地域の協力を求めた
メディアのサポート	あり	不明
継続の理由	遺族が交代で長を務めた 被害者の定例会を継続して行った 会の特殊性・他と競合しない	ボランティアの精神 慈善・寄付の文化 地域の協力 会の特殊性・他と競合しない
思い	被害者の権利の獲得 被害者は正当な扱いを受けていない	忘れられた存在である犯罪の被害者と 家族を手助けすること 犯罪被害者は取り残された存在である

活動のシステムである⁵³」を参照すると、FFVVCV、AVC共に組織の条件を満たしている。

組織の定義は上記の通りであるが、組織には様々な団体が含まれ、被害者グループは非営利組織であると考えられるため、さらに狭義の組織である非営利組織について検討する。

ジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクトの定義によると、非営利組織に当てはまると考えられる、すべての組織が共有する主要な特徴は5点あるとしている。すなわち、
a 正式に組織されていること b 民間であること
c 利潤分配をしないこと d 自己統治であること
e 自発的であること、の5点である⁵⁴。

上記非営利組織の定義について検討すると、米国のFFVVCV、AVCは共に設立時から (Internal Revenue Act)§ IRS501(C)(3)の範疇にある非営利組織であり、入手した資料⁵⁵から、共に11人の理事からなる理事会を有し、その合意により活動を決定する正式な組織であり、自己統治を行っている。双方とも民間 (private) 組織であると公言しており、設立当初から現在に至るまで自発的に活動を行っていることから、定義の5項目全てに該当していると考えられる。

このように、両グループとも非営利組織として成立していたことが明らかであるため、次に組織の存立要件を探り、これらのグループが組織とし

て存立するのに十分な要件を備えていたのかどうかを検討する。

チェスター・バーナードは、「組織の存立要件とは、組織を人為的に構築し維持するために必要となる要件（組織が成立するような枠組みの要件）である。組織は、a 相互に意思を伝達できる人々があり b それらの人々は行為を貢献しようとする意欲をもって c 共通目的の達成をめざすときに成立する。したがって、組織の存立要件は、コミュニケーション、貢献意欲、共通目的である。これらの要件は組織成立にあたって必要にして十分な要件であり、すべての組織にみられるものである⁵⁶」と述べている。

これらの組織存立のための3つの要件について検討する。

まず、コミュニケーションについてであるが、FFVVCVでは定期的な会合を持ち、役割分担により会の運営を進めるなどでコミュニケーションが図られていた。AVCにおいては被害経験のあるボランティアが活動の中心であり、コーディネーターがその調整を行い、理事会やディレクターとのコミュニケーションがとられていた。

つぎに貢献意欲について、FFVVCVとAVCについては、(表1参照)会の運営と存続の理由の項に示されているように、組織の参加者が貢献意欲を持って活動に参加していたのは明らかである。

最後に共通目的については、表1にみられるように、二つの組織はそれぞれ明確な目的を持ち、その目的が組織の中で共有されていたのは明らかである。

このように、組織の成立要件を検討すると、FFVVCVやAVCは共に組織として円滑に活動をしていたと考えられる。

次にチェスター・バーナードは、組織の存続・組織の有効性（共通目的の達成度）について次のように述べている。「組織の存続・有効性：組織は、目的を達成できない場合には崩壊するが、目的を達成することで自ら崩壊する。継続的組織は、新しい目的を繰り返し採用する⁵⁷」。これを元に組

織の存続・有効性について検討すると、FFVVCVは設立当初から大目的に変化は無いが、時代により、その目的は、少しずつ変化しており、その時々々の目的に向けて活動を続けてきた。

AVCは現在に至るまでに3回閉鎖の危機に直面しており、その度に大きく目的を変更し、組織を立て直して存続してきた。

以上のことから明らかなように、FFVVCV、AVCはともに組織として活発に活動し、組織的な貢献をしていた⁵⁸と考えられ、理論の上からも長年にわたる存続が明らかである。

2.2 犯罪被害者のためのグループ・活動内容とグループの型の変遷

組織が継続性を保つためにはその目的をどこに設定し、目的達成のためにどのような手段を取ることが重要であるが、実際に長年活動を続けてきた被害者のグループは時代とニーズに応える形で、活動内容の変更や、追加を行ってきている。ここでは、FFVVCV、AVCの活動内容の変遷を明確にするため、両グループそれぞれについて活動内容とその時期を特定し、各ステージとして分類する⁵⁹。

FFVVCVの場合

ワシントン州における第1ステージの期間は、1964年 Goldberg が米国において犯罪被害者に対する補償制度を提唱してからワシントン州で補償制度が制定・施行される1974年までの10年間である。

FFVVCVが設立された1975年には既に補償制度が前年1974年に施行されていたことから、FFVVCVは補償制度の必要性を感じたり、制度を求めたりする必要はなく、刑事司法における被害者のための権利拡大がグループ設立の最大の目的であった。

第2ステージの期間は、補償制度が施行された1975年からワシントン州の憲法が修正され犯罪被害者の権利条項が加わる1989年までである。

第3ステージは1989年以降現在に至るまでということになる。従って現在は第3ステージに位置していることになる。FFVVCVの現在の活動内容は、24時間のホットライン、一対一の危機介入、被害者の定期的な会合、刑事司法制度へのアドボカシーと介入、法廷支援、情報提供・照会・教育サービス、メディア・インターベンションとなっている。現在、活動内容の大半はミズーリ州のAVCと大差ないが、ひとつ大きく異なるのは、1975年のグループ設立当初も今も複数の地域で被害者の定期的な集まりが持たれていることであり、被害者・遺族仲間のグループとしての特色が強いことが挙げられる。

上記からも明らかのように、第1ステージで犯罪被害者に対する補償制度が成立すると、その次の第2ステージにおいては、犯罪被害者グループは必然的に経済的補償以外の権利、すなわち、刑事司法上の被害者の権利を求めることになる。

FFVVCVは当初から被害者仲間に対する精神的サポートを目標のひとつに据え、グループの例会を続け、事件直後の被害者家族に対する精神的支援を行ってきた。同時に並行して、刑事司法における被害者の権利の拡充を達成すべく、グループ内に刑事司法担当部門を設け州都オリンピアの州政府、検察官、裁判官、政治家に頻繁に働きかけを行い、次々に被害者の権利を確立していった。

様々なグループや立場の要求が集約された結果、1989年にはワシントン州において州の憲法の修正が行われ、被害者に対する権利条項が加えられた。こうしてワシントン州において、犯罪被害者の活動は第3ステージに入ることとなった。FFVVCVにおいても、それまでの、被害者同士のサポートや権利拡大要求の活動に加えて、24時間の電話相談や、危機介入などが次第に行われるようになり、FFVVCVはワシントン州における被害者支援組織ネットワークの一員として、他と連携しながら支援を続けていく現在の型が形成されていくこととなった。

AVCの場合

ミズーリ州における第1ステージの期間は、1964年 Goldberg が米国において犯罪被害者に対する補償制度を提唱してからミズーリ州で補償制度が制定される1983年までの19年間である。

第2ステージの期間は、1984年補償制度が施行されてからミズーリ州の憲法が修正され犯罪被害者の権利条項が加わる1992年までの8年間である。

第3ステージは1992年以降現在に至るまでということになる。従って現在は第3ステージに位置していることになる。AVCの現在の活動内容は、24時間のホットライン、直接サービスとしては、危機介入、カウンセリング、アドボカシー、刑事裁判についての助言・情報提供(被害者の権利等)、地域資源の照会や補償手続きの手助け、パブリック・アドボカシー、トレーニングと技術的支援などを行っている。

AVCが設立された1972年には、ミズーリ州には補償制度が導入されていなかった。AVCは第1ステージの期間に設立されており、本来補償制度を求める立場にあったが、補償制度を求める代わりに代替的な経済支援と被害者が必要とする様々なサービスを提供した。1970年代後半は資金の調達に苦労したが、Ed Stoutの尽力もあり、レーガン大統領のタスクフォースをきっかけとして、80年代にはミズーリ州内にMOVA⁶⁰が設立され、AVCは州内での被害者の権利拡大運動の中心として活動を行うことになった。1992年に州憲法の修正が行われ被害者の権利条項が加えられ、ミズーリ州は第3ステージを迎えた。現在はワシントン州のFFVVCVと殆ど同様な活動を行っている。

ここで各ステージをまとめると下記のようになるが、米国の場合、それぞれのステージに該当する時期は、グループが活動する州によって異なる。(表2参照)

第1ステージ：経済的支援(補償制度)確立まで

第2ステージ：被害者の権利・拡張実現(法律施行)まで

第3ステージ：被害者の権利が法的に確立した後現在まで

このように、米国の2つのグループ、FFVVCVとAVCの活動の変遷を見比べると、それぞれのステージに要した年数に違いはあっても、第1ステージが終了すると第2ステージ、そして第3ステージへと確実に移行している。

一般に犯罪被害者のためのグループはその活動国において、経済的補償が得られると、被害者の権利を求める活動に移行し、その後被害者の権利が保障されると第3ステージへと変遷していると思われる。ただ、第3ステージにどのような活動が行われるかは、今回の米国の2つのグループの

活動を検討しただけで語ることは不可能である。しかし、少なくとも第3ステージでは、アドボカシー、24時間の相談、危機介入などが行われるようになるのは確実であると思われる。

以上のように犯罪被害者のためのグループが継続する上で何が重要であるかを検討してきたが、米国の二つの事例から、1点目として、目標に沿って、メンバーが意欲を持って活動に参加し、その時々被害者のニーズに合った活動を行ってきたこと、2点目として小規模な組織ではあるが、組織としての活動が機能し、地域で被害者のための活動を行う独自性のある組織として活動を推進してきたことが組織の継続性につながったことが明

表2 第1ステージ～第3ステージまでの分類⁶¹

第1ステージ・ 補償制度ができるまで		第2ステージ・ 権利獲得運動		第3ステージ・ 権利拡張とサービス	
年 号		FFVVCV (ワシントン州)		AVC (ミズーリ州)	
1957	Fry補償制度提唱				
1963	NZ補償制度成立				
1964	英国補償制度導入	Goldberg 講演			
1965		CAL 州で被害者補償制度			
1966		NY 州に被害者補償制度			
1967					
1968 - 71					
1972					AVC 設立
1973		WA 州補償制度成立			補償制度の穴埋めのサービス
1974		WA 州補償制度施行			
1975		被害者グループ設立 (FFVVCV)			
1976 ~		WA 州内で被害者の権利獲得運動			Ed.Stout AVC に関わり始める
1982					
1983				MO 州に補償制度成立	
1984 ~		州憲法改正で重要な役割を果たす		MO 州内で被害者の権利獲得運動に向けて	
1988		1989年 WA 州憲法修正		他のグループと連携を始める	
1989 ~		24時間ホットライン 個別危機介入を行う		AVC は MO 州で中心的な役割を果たす	
2005		2006年 Missing Persons Bill 成立に貢献		1992年 MO 州憲法修正 1993年 Crisis Response Team を組織 1997年 24時間ホットラインを再開 2001年 9/11のテロに際してNOVAの危機介入チームに参加	

上記の表は、本稿で検討した FFVVCV、AVC の第1から第3ステージの時期を表している。

らかとなった。

注

- 1 犯罪による被害者補償制度を促進する会「もう泣き寝入りはご免だ！」白話社、1977年、65頁。
- 2 AVCは米国で最初に創設された犯罪被害者支援プログラムであると公言している。
<http://supportvictims.org/> (最終アクセス日:2010年1月10日)
 FFVCVIは、米国で最初に創設された犯罪被害者のためのアドボカシーと支援のための組織の一つであると明言している。殺人被害者の遺族が創設した組織としては最初であると考えられる。
<http://www.fnfvcv.org/history.php> (最終アクセス日:2010年1月10日) 1970年代前半 Bay Area Women Against Rape in San Francisco, California や Rape Crisis Center in Washington, DCが1972年に、1974年には The National Center on Child Abuse and Neglectが設立されているが、いずれも殺人被害者遺族が設立したものではない。
- 3 Justice for Victims, *The Observer*, July 7, 1957. 全文は Compensation For Victims Of Criminal Violence : A Round Table, 1959, *Journal of Public Law*, p.191-194に掲載。
- 4 Freckelton, Ian (2003). Compensation for Victims of Crime. *XIth International Symposium on Victimology*.
- 5 Evans, Ann Margaret (1976). Sara Margery Fry. *Victimology: An International Journal* . Volume 1. Number 2.
- 6 前掲論文で Freckelton が述べているが、大谷も M. Fry はしばしば「犯罪被害補償制度の母」と称される、と述べている。大谷實、「被害者の補償」学陽書房、1977年、55頁。
- 7 大谷實・宮澤浩一共編「犯罪被害者補償制度」成文堂、1976年、111頁。イギリスの被害者補償制度は、一般国民はむろんのこと、刑事法学者や犯罪学者にも好感を持って受け止められている、と記されている。
- 8 大谷實・宮澤浩一、前掲、134頁。イギリスでは1950年代の末に問題が提起されて以来、その必要性そのものを否定する議論はほとんどないとBritish Scheme (1964)を参考に鈴木義男が「被害者補償の諸問題」の中で記している。
- 9 大谷實、前掲、57頁。
- 10 Compensation For Victims Of Criminal Violence : A Round Table, op.cit, p.193.
- 11 LANDMARKS IN VICTIMS ' RIGHTS AND SERVICES,2008 NCVRW RESOURCE GUIDE, The History of the Crime Victims ' Movement in the US,OVC, 2004.
 Crime Victims' Rights in America, Compiled by the National Center for Victims of Crime with the support of the U.S. Department of Justice.
- 12 Young, A. Marlene (2006). *A History of the Victims Movements in the US*.
- 13 大谷實、前掲、63頁。
- 14 Aid for victims of criminals, *Glove-Gazette*, Feb.7,1966.
- 15 Compensation For Victims Of Criminal Violence : A Round Table, op.cit, p201-236. 当時、米国の学者の間では M・Fry の提言は不評で、米国での実現に賛意を表している学者は殆ど見当たらなかった。
- 16 講演の全文はEQUALITY AND GOVERMENTAL ACTION, New York University Law Review Vol.39:205 P205-227に、被害者に関する記述はP 224に掲載されている。
- 17 Godberg Calls on U.S. to Repay Costs to Those Cleared in Crime, *The New York Times*, Feb.12,1964.
- 18 Equal Justice for the Poor, Too, *The New York Times*, p. 24,100-103, Mar.15,1964.
- 19 PAY FOR VICTIMS OF CRIME BACKED Goldberg Is Key supporter of Proposal in U.S, By Martin Arnold, *The New York Times*, P.18, Mar.25,1964.
- 20 Walker, D. Steven. *History of the Victims '*

- Movement in the United States.*
<http://aabss.org/journal2000/f04Walker.jmm.html>
 (最終アクセス日: 2010年1月10日)
- 21 公民権運動は1963年のワシントンD.C.における数十万人の参加者を集めた大行進で最高潮に達した。ケネディー大統領は1963年11月凶弾に倒れたが、1964年7月2日リンドン・ジョンソン政権下で公民権法(Civil Rights Act)が制定された。公民権法は公共サービスを提供する全ての施設に於いての人種分離・差別を禁止、また雇用上の差別待遇を違法であるとするなど、画期的なものであった。
- 22 Public Favors Compensation For Murder Victims' Families, *The Albuquerque Tribune*, p.E.3, Oct.29, 1965.
 このギャロップ調査では、補償制度は全米で支持政党に関係なく支持され、地域別でも東部65%、中西部56%、南部67%、西部59%に支持されたことが公表された。
- 23 1963年11月22日テキサス州ダラスで暗殺された。
- 24 Victims Of Criminal Violence Usually Forgotten People, *Mansfield, O., News Journal*, p.9 -A, Aug.1,1965.
- 25 Should We Pay Crime Victims? *Independent Press-Telegram*, p.143, Nov. 8, 1964.
- 26 Payment is Urged for Victims of Violent Crimes, By Morris Kaplan, *The New York Times*, p.30, Dec.3, 1965.
- 27 The Crime Victims Board (CVB) NY. 地下鉄内で起きた殺人事件が補償制度導入の発端であったことを説明している。
- 28 Youth Persuaded to Surrender in Subway Slaying, By Will Lissner, *The New York Times*, p.15, Oct.16,1965.
- 29 Crime victims face wait to file claims for compensation, *The Seattle Times*, p.C2, May 9,1973.
- 30 大谷實・斉藤正治「犯罪被害給付制度」有斐閣新書、1982年、33頁。ワシントン州の補償制度について言及されているが、遡及に関しては記述が無い。
- 31 1976年11月30日の新聞記事(Crime victims want state compensation, *Walla Walla Union-Bulletin*, p.5)に1974年から実際の支給が始まった補償制度について、制度上の疑問点が露呈し、被害者が変更を求めている記事が掲載されている。
- 32 Compensation for Victims of Crime, *Michigan Daily Globe*, p.4, Oct.23,1965.
- 33 M. Fryの原文は以下の通り。”After all, the state which forbids our going armed in self-defence cannot disown all responsibility for its occasional failure to protect.”
- 34 M. Fryの記述では、「1951年一人の男が暴行されて目が見えなくなり、11,500ポンドの賠償金を認められた。彼に暴行を与えた二人はそれぞれ毎週5シリング支払うよう命じられたが、被害者は最後の支払い分を貰うには後442年生きていなければならない」となっている。Compensation For Victims Of Criminal Violence : A Round Table, op.cit, p.191-194. 上記箇所は191頁に掲載。
- 35 Should Crime Victims Be Paid, *Family Weekly*, p.7, Oct.9, 1966.
- 36 Should We Pay Crime Victims, By Jack Anderson, *Independent Press - Telegram, California*, Nov.8, 1964.
- 37 Judge Partly Responsible, *LA Times*, p.7, June 30, 1965.
- 38 Victims of crime: Writing compensation bill not easy, *The Seattle Times*, p. C4, Dec.14,1972.
- 39 Paying the Victim, *Time*, Sep.11, 1964他、様々な新聞記事にハムラビ法典に関する記述が登場する。
- 40 Compensation For Victims Of Criminal Violence : A Round Table, op.cit, P. 209-218.
- 41 注44に記した資料に加え、当時の新聞、ヒアリング時の情報により作成。FFVCVでは、第2回会合で、グループを目的別に組織化、各セクションの責任者と担当者を決め、権利を求めための活動、犯罪の危険性の啓発との予防の活動に分け、活動を進めていることが議事録に記されている。
- 42 岩田陽子「アメリカのNPO 税制」レファレンス

- 5419号、2004参照。アメリカのNPOは、税法上、主として内国歳入法第501条(C)項(2)に個別に規定される法人税の免税団体に該当する。その中でも、同条(C)項(3)号に該当する団体は、公益性が認められ、寄付金控除の対象となる特別な団体であり、狭義のNPOとも呼ばれる。
- 日本経営倫理学会「経営倫理用語辞典」白桃書房、2008。公益性の高いNPOについて団体の登録要件を定め、これらのNPOへの寄付について一定の課税所得の控除を認めている。この規定により、個人や企業がNPOに寄付を行う際の実質負担が軽減され、米国のコミュニティを支えるNPOへの寄付をうながすインセンティブが与えられることになる。
- 43 Victims rights advocate Edward R. Stout dies, Feb. 24, 2005やOVC (Office for Victims of Crime)によるオーラルヒストリー所蔵インタビュー。
- 44 FFVVCVホームページ<http://www.fnfvcv.org/>(最終アクセス日：2010年1月10日)
- 45 Historical Highlightsとして、1972年から2006年間のAVCの代表的な活動が一覧表にされている。
- 46 2008年7月2日に、現在のディレクターであるJulie Lawsonにヒアリングを行った。
- 47 Aid to Victims of Crime Volunteers Resign, *St. Louis Argus*, p.1A, Sep. 22, 1977. Crime Victim Aid Officials to Testify, *St. Louis Globe Democrat*, p.16A, Feb.20, 1979. Crime Victims Assistance Group Launches Fund Drive, *St. Louis Globe Democrat*, p.3A, June, 19, 1979. 他の記事による。
- 48 LEAA (The Law Enforcement Assistance Administration) は州や法執行機関に対する連邦政府の補助金を管理するため司法省に置かれた連邦の機関であり、教育プログラムや研究、州の計画機関、地域犯罪イニシアチブなどに資金を提供した。1968年に設立され、1982年に廃止された。AVCは設立以来1974年3月までは、資金を私的な寄付や個人献金に頼っていたが、1974年にLilly財団から25,000ドル1975年3月には追加の22,000ドルの提供を受けた。1976, 1977, 1978年とLEAAの基金を受けたが、その後打ち切りとなった。
- 49 Good Samaritans :Aid to Victims of Crime Organizes in St. Louis, op.cit, Newsweek. サービスの内容は、チャイルドケアや緊急の食糧や衣服の援助、葬式の手筈、被害者が新しい仕事や住居を見つける手助け、金銭の損失がある場合、クレジットの支払いの延期を手伝う等。
- 50 前掲 <http://vroh.uakron.edu/> (最終アクセス日：2010年1月10日) に所蔵されているインタビューの中で当時の状況や組織の在り方、AVCが活動を継続できた理由等について詳しく語っている。
- 51 FFVVCV:第1回議事録Feb.25,1975, 第2回議事録Apr. 8, 1975, News Letter Apr. 25, 1975, お知らせApr.13,1976他に基づく。
- AVC: A City Where There Is Help for the Criminal 's Helpless Victim. *The New York Times*, p.17, April 4,1975. " Good Samaritans: Aid to Victims of Crime Organizes in St. Louis ", *Newsweek*, Vol.84. p.54, Aug.12,1974. <http://www.ojp.usdoj.gov/ovc/ncvrv/2002bios.html> 他に基づく。
- 52 Daft, Richard L. (1992). *Organization Theory and Design*. West Publishing Company, MN. P.7.
- 53 チェスター・I・バーナード「新訳経営者の役割」(山本・田杉・飯野訳) ダイヤモンド社、1968年、77頁。
- 54 今田忠監訳「台頭する非営利セクター」ダイヤモンド社、1996年、20-25頁 Salamon, Lester M. and Anheier, Helmutk. 1994. THE EMERGING SECTOR.
- 55 AVC、FFVVCVのホームページ、両組織に対するヒアリング時に入手した組織図、会計報告書、活動報告書等の資料による。
- 56 チェスター・I・バーナード、前掲、85頁。
- 57 チェスター・I・バーナード、前掲、95頁。
- 58 現在活動中の非営利組織に対する評価としてはドラッカーによる評価法がある。5つの主要なチェック項目が挙げられている。(使命は何か? 顧客は誰か? 顧客は何を価値あるものとするか? 成果は何か? 計画は何か?) P.F.ドラッカー ,G.J.スターン編

- 著「非営利組織の成果重視マネジメント：NPO・行政・公益法人のための「自己評価手法」」ダイヤモンド社、2000年。なお、日本ではジョン・ドゥーシッチが組織の非営利組織の運営について、目標の設定、組織の公式化、ボランティアの教育、資金の調達、プログラム評価が不可欠であると記している。諸澤英道編著「トラウマから回復するために」講談社、1999年。
- 59 FFVVCV、AVCに対するヒアリングを行った際に入手したパンフレット、冊子、年表等の資料、ならびにNational Victims' Constitutional Amendment Passage(NVCAP) <http://www.nvcap.org/> (最終アクセス日：2010年1月10日) に基づいて作成。
- 60 1983年、NOVAが全米20州に州全域にわたる犯罪被害者支援サービス提供のネットワークを作ろうとしたが、ミズーリ州はそのひとつであった。
- 61 注60の資料に加えて、Young, A. Marlene (1997). *The Victims Movement*. Young, Marlene and Stein, John (2004). *The History of the Crime Victims' Movement in the United States*. 他に基づいて作成。

引用文献

- Dussich, John and Kishimoto, Kiyoko (2001). *Victim Assistance in Japan: History, Culture and Programs*. Tokiwa University and Chuo University
- Evans, Ann Margaret (1976). *Sara Margery Fry*. *Victimology: An International Journal* Volume 1.Number2
- Freckelton, Ian (2003). *Compensation for Victims of Crime*. XIth International Symposium on Victimology
- Fry, Sara Margery (1957). *Justice for Victims*. *The Observer*
- Daft, Richard L. (1992). *Organization Theory and Design*. West Publishing Company, MN.
- Walker, D. Steven *History of the Victims' Movement in the United States*, <http://aabss.org/journal2000/f04Walker.jmm.html>

- Young, A. Marlene (1997). *The Victims Movement: A Confluence of Forces*. An address delivered to the first National Symposium on Victims of Federal Crime
- Young, A. Marlene (2006). *A History of the Victims Movement in the United States Crime Victims' Rights in America An Historical Overview*. Compiled by the National Center for Victims of Crime with the support and assistance of the U.S. Department of Justice Office for Victims of Crime.
- Young, Marlene and Stein, John (2004). *The History of the Crime Victims' Movement in the United States*. A Component of the Office for Victims of Crime Oral History Project
- Compensation For Victims Of Criminal Violence : A Round Table, (1959) *Journal of Public Law*
- 今田忠監訳「台頭する非営利セクター」ダイヤモンド社、1996年
- Salamon, Lester M. and Anheier, Helmutk. 1994. THE EMERGING SECTOR
- 岩田陽子、米国のNPO 税制、レファレンス5419号、2004年
- 大谷實、刑事被害者補償をめぐる諸問題、法学セミナー 231号、1974年
- 大谷實・宮澤浩一共編「犯罪被害者補償制度」成文堂、1976年
- 大谷實「被害者の補償」学陽書房、1977年
- 大谷實・斉藤正治「犯罪被害給付制度」有斐閣新書、1982年
- チェスター・I・バーナード「新訳 経営者の役割」山本・田杉・飯野訳、ダイヤモンド社、2005年
- 犯罪による被害者補償制度を促進する会「もう泣き寝入りはご免だ！」白話社、1977年
- P.F. ドラッカー ,G.J. スターン編著「非営利組織の成果重視マネジメント：NPO・行政・公益法人のための「自己評価手法」」ダイヤモンド社、2000年
- 諸澤英道「トラウマから回復するために」、(株)講談社、1999年
- TheCrime Victims Board (CVB) NY <http://www.cvb.state.ny.us/aboutcvb/aboutcvb.aspx>

Washington State Dep. of Labor & Industries

<http://www.lni.wa.gov/ClaimsIns/CrimeVictims/About/default.asp>

An Oral History of the Crime Victim Assistance
Field Video and Audio Archive

<http://vroh.uakron.edu/>

大学生を対象とした"誘発線法"の基礎的研究 反復使用時の反応一貫性について

後藤 1) かおり 菅佐原 2) 洋 水口 3) 進

2009年10月28日受付, 2010年 2月22日受理

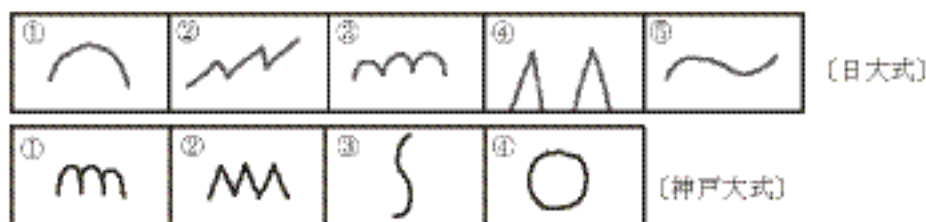
Abstract : *A Fundamental Study of "Elicitor Technique" for Undergraduate Students -Response consistency in repeated evaluation-* The elicitor technique is an art therapy consisting of assessment and intervention method. In this study, we carried out the elicitor technique to 71 undergraduate students, twice. Then we investigated on the basis of six response categories (Tanaka & Konno, 2007) whether students drew similar pictorial products. We found that a lot of students drew similar pictorial product over two assessments. The results showed that many students drew same categorical products. Further, it was statistically significant that four stimuli as elicitors evoked similar categorical responses for our students. These results are discussed in terms of the response consistency while repeated assessments in the elicitor technique.

Key words : elicitor technique, drawing, undergraduate students

はじめに

誘発線法は、中井久夫によって考案された描画療法の一つで、1969年に開かれた日大精神科拡大研究会で紹介された、「省略ぬりえ法」を基盤としている。その後、日大グループにより、臨床実践の中で改良され、後藤・中井(1983)によって6つの刺激パターン(日大式)と4つの刺激パターン(神戸大式)として確立された(図1参照)。

実際の誘発線法では、まず、四つ切り、あるいは八つ切りの画用紙とサインペン、黒鉛筆、色鉛筆などの筆記用具を用意する。セラピストは、刺激パターンをその場で画用紙に描き込み、クライアントに渡す。クライアントは、その線を絵の一部として含む絵を仕上げるのが求められる。描画が終了したら、セラピストは、クライアントに作成した絵の内容について簡単な説明を求める。



刺激パターンは、上段が日大式パターン、下段が神戸大式パターンである。実施の際は、それぞれ左から右にかけて順番に刺激を提示していく。

図1 誘発線法の2種類の刺激パターン

1) Kaori Goto : 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程
2) Hiroshi Sugasawara : 常磐大学人間科学部助教
3) Susumu Mizuguchi : 常磐大学コミュニティ振興学部教授

この流れを1試行とし、日大式では5刺激について、神戸大式では4刺激について繰り返す。最後に、描いた絵全てに彩色してもらい、それについて再度、絵の内容の説明を求める。その上で、描画内容や説明内容を分析の対象とする。

後藤・中井(1983)は、誘発線法を使用することの長所として、4つの点を上げている。第一に、誘発線法を用いたやりとりを実施した際に、クライアントに拒否されることが少なかったことから、初回面接にも用いやすいという点である。第二に、誘発線法を実施していく過程でパニック状態に陥ったクライアントが見受けられなかったことから、クライアントにとって心理的負担が少ないという点である。第三に、クライアントは誘発線法を隔週で使用できたことから、これらの刺激パターンを反復して使用することが可能であるという点である。第四には、他の治療システムと組み合わせて使用することも可能なため、他の治療の導入部として利用することが可能な点である。なお、後藤・中井(1983)において、どのような側面から長所として述べているのかについての具体的なデータは明記されていない。しかし、これらの利点に基づいて、誘発線法は、臨床場面における臨床描画療法の一つとして用いられてきた(大森, 2006)。

一方、松田(1997)や田中・今野(2007)は、治療的な側面ではなく、心理アセスメントの手法としての誘発線法の使用可能性を強調している。刺激パターンから導き出された内容や特徴を分析することで、クライアントに精神病理傾向があるかどうかを推察するための簡易指標として誘発線法を用いることが可能であるとしている。

しかし、臨床描画療法として用いた際の治療効果、あるいは心理アセスメントとして使用する際の妥当性や信頼性、簡便性などに関する実証的研究は少ない。そのために、臨床描画療法、心理アセスメントのどちらとして利用するとしても、誘発線法の妥当性や信頼性を科学的に検討していく必要がある。

特に、アセスメントの手法として検討する場合、同一のアセスメントを繰り返した際の結果に一貫性が見られるかは大きな問題である。後藤・中井(1983)は、第三の長所として刺激の反復利用可能性を挙げているが、実証的なデータは提示されていない。また、松田(1997)や田中・今野(2007)の研究では、1回のみの実施だけである。つまり、誘発線法において、各刺激を反復して提示し、描画を行ってもらった際に、描画がどのように変化していくのか、あるいは変化していかないのかといったことの検討は、未だなされていないといえる。

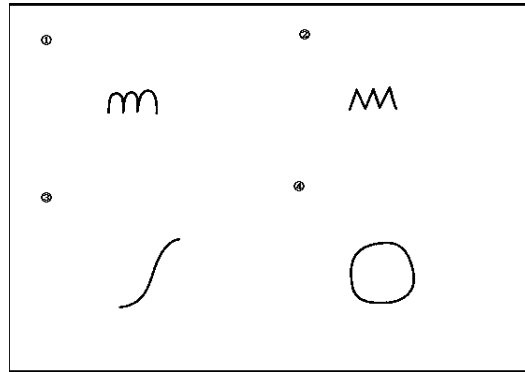
そこで本研究では、誘発線法の心理アセスメントとしての信頼性を、刺激を複数回提示し、描画を行った際の反応の一貫性を再検査法を用いて検討することを目的とする。具体的には、大学生を対象に、同一参加者に誘発線法を一定期間において、2回実施した時に、1回目と2回目の反応内容に一貫性が見られるかどうかを検討する。

．方 法

参加者：A大学、およびB大学の1年生124名が本研究に参加した。実験は、授業時間の一部を利用し、1ヶ月の間隔をあけて、2回行った。本論文においては、2回両方に参加可能だった71名のデータを分析対象とした。

使用した刺激：田中・今野(2007)で用いられた神戸大式をモデルとした。本来の誘発線法では、セラピストが刺激となる線をその場で作画するが、本研究では、図版をスキャナーで読み込み、1枚のA4用紙に4つの刺激パターンすべてを印刷したものを描画用紙として用いた(図2参照)。実験デザイン：誘発線法の実施は、参加者全員に同時に行う集団方式を用いた。実験は、2回実施し、その間には1ヶ月の期間を挟んだ。1回の誘発線法の描画における制限時間は特に設定しなかったが、10分程度ですべての参加者が描き終えていた。

手続き：実験では、まず参加者に描画刺激が印刷



左上がパターン1、右上がパターン2、左下がパターン3、右下がパターン4となっている。

図2 調査に用いた大学生の刺激用紙

された描画用紙を配布した。描画用紙の配布が終了し、実験参加者が各自の筆記用具を準備し終えた段階で、実験者が全体に対する教示を行った。教示は以下の通りであった。「用紙には4つの線が印刷されています。この予め印刷されている線を用いて、絵を描いて下さい。1～4まで番号が描いてありますので、順番に絵を完成させていって下さい。なお、絵が完成したら、何を描いたのか、空いている所に文字で書いて下さい」。教示終了後、参加者から実験に関する質問がないことを確認したところで、描画を開始してもらった。

全ての参加者の描画が終了した段階で、実験を終了し、描画用紙を回収した。

描画内容の評価と評価者間一致度：誘発線法の実施後、各刺激パターンから作画された絵（以下、描画所産とする）を田中・今野（2007）の6つの分類カテゴリーを用いて分類した。分類内容は、(1)人間の全身や部分、人形のキャラクターや形態を有する人間反応、(2)人間以外の動物の全身や部分、動物のキャラクターや形態を有する動物反応、(3)草や花、果実や樹木の形態、特徴を有する植物反応、(4)岩石や大地、天体などの自然の物体の形態を有する自然・天体反応、(5)道具や建物、遊具、乗物、食物などの形態を有する物体反応、そして(6)記号や文字、模様などを主とするその他の反応とした。

分類は、第一著者と第三著者の2名が評価者と

して独立に行った。各描画所産の分類に対する評価者間一致度は、1回目の描画所産に対しては90%、2回目の描画所産に対しては87%、全体では89%と、高い水準であった。

・ 結 果

本研究の分析対象者である71名の2回分の描画所産、142描画所産を6つの分類カテゴリーに分類した。1回目の描画所産の分類結果を表1aに、2回目の描画所産の分類結果を表1bに示した。

刺激パターン1では、1回目、2回目共に人間反応が多かった。個別の反応内容としては、人間の部分反応である手が多く、1回目は14名、2回目は17名の反応がみられた。次いで多かった人間反応の足は、1回目が13名、2回目が11名であった。

刺激パターン2に関しては、1回目では物体反応、2回目では植物反応が多かった。個別の反応内容としては、1回目に物体反応である王冠が11名と多く、植物反応であるチューリップは1回目が11名、2回目では15名と増加傾向を示した。

刺激パターン3に関しては、1回目では動物反応、物体反応、2回目では動物反応が多かった。個別の反応内容としては、1回目では物体反応であるすべり台が11名と動物反応であるゾウが9名と多かった。さらに2回目ではゾウが10名と増加し、同じく動物反応であるヘビが9名と物体反応

表1 大学生の各刺激パターンに対する反応内容 (n=71)

a. 大学生の各刺激パターンに対する1回目の反応内容

反応分類	刺激パターン1		刺激パターン2		刺激パターン3		刺激パターン4	
	頻度	%	頻度	%	頻度	%	頻度	%
人間反応	37	52	12	17	3	4	9	13
動物反応	14	20	13	18	25	35	21	30
植物反応	2	3	14	20	1	1	8	11
自然・天体反応	8	11	4	6	12	17	8	11
物体反応	9	13	24	34	24	34	24	34
その他	1	1	4	6	6	9	1	1

b. 大学生の各刺激パターンに対する2回目の反応内容

反応分類	刺激パターン1		刺激パターン2		刺激パターン3		刺激パターン4	
	頻度	%	頻度	%	頻度	%	頻度	%
人間反応	31	44	11	16	4	6	5	7
動物反応	13	18	11	16	31	44	22	31
植物反応	3	4	23	32	4	6	18	25
自然・天体反応	5	7	5	7	9	13	2	3
物体反応	16	23	19	27	20	28	22	31
その他	3	4	2	3	3	4	2	3

反応分類は分類した反応であり、頻度はそれぞれのパターンの描画を行った人数を、%は、全参加者中の人数の比率を示している。

であるすべり台の9名の反応が多く見られた。

刺激パターン4に関しては、1回目、2回目共に動物反応と物体反応が多かった。個別の反応内容としては、1回目では物体反応であるアンパンマンが5名とおにぎりが5名、2回目では植物反応であるリンゴの反応が6名と多く見られた。

なお、参加者には、描画所産に描画だけではなく、描画内容が何かを記述してもらっていたが、評価者による評価において、描画所産と参加者の内容説明にズレがあるものは見られなかった。

次に、各参加者の1回目と2回目の描画所産が、同一の分類カテゴリーであったかを分析した。各刺激パターンに対して、参加者が2回とも、6つの分類カテゴリーの中で同じカテゴリーに分類される描画所産を作画した場合に一致、異なる

5分類に分類される作画を行った際に不一致として算出したところ、一致が113、不一致が171であった。そこで、一致の理論値を1/6として、 χ^2 検定を用いて調べたところ、 $\chi^2=109.32$ ($df=1, p<.001$)となり、一致に有意な偏りが示された。

そこで、刺激パターンごとに一致率と不一致率を算出したものを表2に示した。刺激パターンによる偏りはなく、どの刺激パターンにおいても、同程度の一致、不一致の割合を示していた。

さらに、不一致が起こった場合に、どのような分類カテゴリー間の推移を示したのかを検討するために、各刺激パターンにおける1回目と2回目の反応カテゴリーの変化を表3に示した。10以上の頻度で見られた描画所産の分類カテゴリーの推

表2 大学生の各刺激パターンに対する1回目と2回目の反応の一致・不一致 (n=71)

反応分類	刺激パターン1		刺激パターン2		刺激パターン3		刺激パターン4	
	頻度	%	頻度	%	頻度	%	頻度	%
一致	28	40	30	42	28	40	33	46
不一致	43	60	41	58	43	60	38	54

1回目と2回目の反応が同様の反応分類であった場合を一致、異なった場合を不一致とし、頻度はそれぞれの人数を、%は全参加者中の人数の比率を示している。

移を見てみると、刺激パターン1では、1回目で人間反応を示した場合、2回目でも人間反応を示した描画所産の頻度が最も多く、20であった。刺激パターン2では、1回目で植物反応を示した場合、7割以上が2回目でも植物反応を示した。また、1回目で物体反応を示した場合も、2回目でも物体反応を示す場合が多かった。刺激パターン3では、1回目で動物反応を示した場合、2回目でも半数以上が動物反応を、1回目で物体反応を

示した場合は、2回目で動物反応を示す場合が半数以上であった。刺激パターン4でも、1回目で動物反応を示した場合、2回目でも半数が動物反応を示し、1回目で物体反応を示した場合は、2回目でも半数が物体反応と、刺激パターンによってどの分類カテゴリーかは異なるが、1回目と2回目で同一のカテゴリーの描画所産を作画することが示された。

表3 大学生の各刺激パターンに対する1回目と2回目の反応内容 (n=71)

1回目	2回目	刺激パターン1		刺激パターン2		刺激パターン3		刺激パターン4	
		頻度	%	頻度	%	頻度	%	頻度	%
人間反応	人間反応	20	56	1	9	1	33	3	30
	動物反応	7	19	2	18	1	33	3	30
	植物反応	1	3	4	36	1	33	2	20
	自然・天体反応	2	6	1	9	0	0	0	0
	物体反応	6	17	3	27	0	0	2	20
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
動物反応	人間反応	8	57	4	31	1	4	1	5
	動物反応	1	7	3	23	13	52	10	50
	植物反応	0	0	2	15	1	4	2	10
	自然・天体反応	0	0	1	8	2	8	2	10
	物体反応	5	36	2	15	6	24	5	25
	その他	0	0	1	8	2	8	0	0
植物反応	人間反応	0	0	2	14	0	0	0	0
	動物反応	1	50	0	0	0	0	2	25
	植物反応	0	0	10	71	1	100	4	50
	自然・天体反応	1	50	0	0	0	0	0	0
	物体反応	0	0	2	14	0	0	2	25
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
自然・天体反応	人間反応	1	13	1	20	0	0	1	13
	動物反応	3	38	1	20	3	25	0	0
	植物反応	1	13	3	60	1	8	4	50
	自然・天体反応	1	13	0	0	4	33	1	13
	物体反応	2	25	0	0	4	33	2	25
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
物体反応	人間反応	2	20	4	16	0	0	0	0
	動物反応	1	10	5	20	13	54	6	25
	植物反応	1	10	5	20	1	4	4	17
	自然・天体反応	0	0	1	4	1	4	0	0
	物体反応	5	50	10	40	8	33	14	58
	その他	1	10	0	0	1	4	0	0
その他	人間反応	0	0	1	33	1	17	0	0
	動物反応	0	0	0	0	3	50	0	0
	植物反応	0	0	0	0	0	0	0	0
	自然・天体反応	0	0	0	0	0	0	0	0
	物体反応	0	0	1	33	1	17	0	0
	その他	1	100	1	33	1	17	1	100

頻度はそれぞれの描画所産の作画人数を、参加者数との比率を示している。
太字は1回目と2回目の反応が一致している場合を示している。

・考 察

本研究では、誘発線法の心理アセスメントとしての信頼性を検討するため、大学生を対象に、神戸大式誘発線法刺激パターンを1ヶ月の間隔において2回提示し、それらの刺激に対する描画反応の内容が1ヶ月の間隔をあけて一貫しているかどうかを調べた。71名の大学生を対象に集団で誘発線法を実施した結果、1ヶ月の間隔では、1回目と2回目に大きな反応特徴の違いは見られないことが示された。この結果から、誘発線法を反復使用した場合でも、一貫した描画所産が得られることが示された。心理アセスメントの信頼性を評価するために、一定期間を置いて同じ検査を繰り返す再検査法によって、検査の再現性や安定性が検討できる。このことから本研究では、神戸大式誘発線法が心理アセスメントとしての高い再現性と安定性を満たす可能性が示されたといえる。

また表1の結果から、刺激パターンによって、生じやすい分類カテゴリーの反応があることも示された。田中・今野(2007)は、刺激パターンによって表れやすい反応傾向があることを述べており、そのような反応傾向を平凡反応としている。具体的には、刺激パターン1では人間反応、刺激パターン2は物体反応、刺激パターン3では動物反応と物体反応、刺激パターン4は物体反応が平凡反応として述べられている。

本研究の結果と比較してみると、刺激パターン2の2回目で植物反応、刺激パターン4で1回も2回も物体反応の他に動物反応が多く出現した以外は、本研究の結果も全く同じ平凡反応の傾向を示した。このことから、刺激パターンによって、示されやすい描画の傾向があることが示唆された。

これらの結果は、後藤・中井(1983)が、クライアントは誘発線法を隔週で使用できたことから、これらの刺激パターンを反復して使用することが可能であるという、誘発線法の長所を実証的に裏付けるものであるといえる。しかし本研究で

は、1カ月の期間での繰り返しに限定されている。今後は、長期間にわたって誘発線法を行った場合や、1週間などの短い期間で実施した場合の反応内容についても検討する必要があるだろう。

本研究においては、田中・今野(2007)の調査で用いられた神戸大式をモデルにした図版をスキャナーで読み込み、1枚のA4用紙に4つの刺激パターンすべてを印刷したものを使用した。本来の誘発線法では、印刷された誘発線を用いることはなく、評価者が対象者の目の前で誘発線を描き、手渡す手続きを用いているため、誘発線の大きさや図形の形は実施するたびに微妙に異なってくることによる効果も考えられる。そうであれば、今回の実験から得られた結果は、ある特定の誘発線の刺激に限定した結果である可能性も除外できない。特に誘発線から描画される反応内容が、図形の形態から見出されたものなのか、それとも図形の大きさから見出されたものなのか、あるいは図形の位置から見出されたものなのかについては、特定できない。今後の研究として、大きさや図形の形、図形の配置位置を変えた刺激を用いることにより、反応内容がどのような要因によって規定されるのかについても、検討する必要がある。

また本研究では、神戸大式の刺激パターンでのみ検討している。広く誘発線法の心理アセスメントの信頼性を検討するには、日大式刺激パターンを用いた研究も行う必要があるだろう。

最後に、今回の実験では大学生のみを対象としている。心理アセスメントとして使用する場合には、当然、児童期から青年期、老年期といった様々な発達段階の対象者に実施することとなる。幅広い年齢の参加者に誘発線法を実施し、世代間での変化や個人内での縦断的な変化も検討することで、他の発達段階においても生じやすい反応があるのか否か、そしてその反応が発達段階によって変わるのか否かについて、明らかにできるであろう。

．謝 辞

本研究の実施にあたり、調査に参加して下さいました大学生の皆様に深く感謝致します。また執筆にあたり、励まして下さった森山哲美先生をはじめとする諸先生方に厚く御礼申し上げます。

．引用文献

後藤多樹子・中井久夫（1983）“誘発線”（仮称）による描画法 山口直彦（編）『中井久夫著作集別巻2 中

井久夫共著論文集精神医学の臨床』岩崎学術出版社 pp274-285.

松田美登子（1997）誘発線法におけるイメージと描画のタイプ分類 日本芸術療法学会誌, 28, 97-104.

大森淑子（2006）誘発線法（きっかけ法）における一不登校事例の臨床経験 いわき明星大学心理相談センター紀要, 1, 51-59.

田中勝博・今野裕之（2007）誘発線法の反応特徴に関する研究 MMPI, SDS, 印象評価との関連を通して 目白大学心理学研究, 3, 27-39.

付 録

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録

〔2008年度〕

2008年 4月3日 入学式・ガイダンス (入学生: 6名)

9月17日 春セメスター修了式 (修了者: 1名)

2009年 3月20日 秋セメスター修了式 (修了者: 6名)

3月30日 常磐大学大学院学術雑誌「常磐研究紀要」第3号刊行

〔2008年度春セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
狩野 夏美	コラージュにおける集約性について 白台紙と枠台紙の比較検討	中里 弘

〔2008年度秋セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
阿久津未帆	アンケート調査よりみた現代中学生の抱える悩み心の健康 への理解 20年前の「心の健康調査」と比較して	濱崎 武子
稲垣 千代	養育態度に関連する母親の内的作業モデルに見られる防衛 のあり方について	濱崎 武子
井上 晶子	互いに異なる情報をもつ2者間のコミュニケーション	岩田 温
大澤 亮	心療内科に通院している患者の清潔保持に関わる行動の促進 パフォーマンス・マネジメントの手法を用いて	中里 弘
壬生 沙知	脳卒中後遺症者の、慢性期リハビリテーション時における 意欲評価に関連する要因 リハビリテーションにおける当事者への関わりの提案 として	濱崎 武子
中村 康子	キレとはなにか 臨床心理学的視点から	中里 弘

コラージュにおける集約性について

白台紙と枠台紙の比較検討

狩 野 夏 美

本研究では従来のコラージュに枠付け法を導入し、集約性が高まるか調べた。具体的には白台紙と枠台紙の比較検討である。ここで述べている集約性とは、1つのテーマへ向かってまとまる度合のことである。本研究では、評定者から見た集約性は「作品内の集約性」とし、作成者から見た集約性は「集約感」とした。評定者から見た「作品内の集約性」では、評定者がコラージュの作品内において複数の切片を関連付けて1つのテーマへ向かってまとまって表現しているのかを判断した。次に、作成者が感ずる「集約感」では、まとまった感じについて作成者自身に判断してもらった。本研究は、先行研究で行なわれてきた評定者から見た「作品内の集約性」と、更に作成者が感ずる「集約感」に注目し、調べた研究である。分析方法は、評定者から見た「作品内の集約性」では、印象評定練習を行なった3人の評定者に5件法と2件法で印象評定を行なってもらった。次に「集約感」は、質問紙において5件法で作成者に答えてもらい、更に2件法でも分析した。対象者は大学生の40名である。新たに大学生17名を追加し、その中の10名には半構造化面接を行った。次に仮説については、台紙に枠を加えることにより、台紙の枠が二重に強調されて、作成者の表現が保護されまた表出が促され、枠がない場合より集約性が高まるのではないかと考えて、白台紙に比べ枠台紙は、枠の影響により、評定者から見た「作品内の集約性」が高まる、白台紙に比べ枠台紙は、枠の影響により、作成者の感ずる「集約感」が高まる、の2つを設定した。

結果、仮説1は5件法において白台紙より枠台紙の方が平均値は高く、検定では有意な傾向が出た。より明確な差を見るために、2件法を実施したが有意ではなかった。新たに作成者を設けて調べた結果も有意ではなかった。次に仮説2では作成者が感ずる「集約感」に関して、5件法において調べた結果、白台紙より枠台紙の方が平均値は高いが有意は確認されなかった。以上のことから2つの仮説は支持されなかった。今日までの先行研究では、評定者が作品を分析するものが多く、枠付け法を施すことは自己表出や集約性を高めると言われてきたが、本研究では、枠付け法によって必ずしも、集約性が高まるものではないという結論が得られた。更に本研究では、作成者の感ずる主観である「集約感」に焦点を当て、統計的な分析のみならず質問紙や半構造化面接からも調べた。結果、枠付け法によって表現が保護される感じを受け好感を抱く作成者がいる一方で、圧迫感を感じ嫌悪感を抱く作成者もいることがわかった。このことから、枠付け法を好む方は、自己表出や集約性が高められ、枠付け法を好まない方には枠付け法が悪影響を及ぼし、圧迫感を抱かせ、自己表出を妨げるので、集約性が高まらず、結果として台紙間で集約性に違いがあるとはいえなかったのではないかと推察される。以上のことから、クライアントの状態や枠の好みに合わせて、枠付け法の有無を慎重に選択する必要があるということにつながり、臨床場面にも有用な結論であると考えられる。

キーワード：コラージュ、白台紙、枠台紙、作品内の集約性、集約感

アンケート調査よりみた現代中学生の抱える悩みと心の健康への理解 20年前の「心の健康調査」と比較して

阿久津 未 帆

本研究は、現在、K 中学校の生徒がどのような悩みをもち、また心と身体の特徴からどのような中学生像がみえてくるか、20年前のデータと比較して把握することが目的である。

1987年に水戸市の全中学校に行われた「心の健康調査」のデータの中から、K 中学の2年生のデータを抽出した。そして2008年に筆者らがK 中学校で実施した「心の健康調査」から得られたK 中学の2年生のデータと比較した。データは1987年と2008年の調査結果を、男女別、全体の3つのグループに分けて分析した。そして、各項目ごとに1987年のデータと2008年のデータを比較し、カイ二乗検定を使って検定を行った。

この結果から、現代の中学生像と、20年間の変化をみると、現代の中学生は、全体的にみると肯定的・楽観的に生きていると捉えることができた。しかし、20年前と比べると疲れやすく、悩み、うつ的な面もみられ、一概に楽観的であるとはいえなかった。また現代の中学生は、悩みを抱えても明言せず、いろいろな身体の不調を強く訴える傾向が強くなっている。このことは、現代の中学生は悩んでいないというのではなく、悩みを意識化・言語化することができず、その結果、その葛藤が身体化してきていると考えることができる。また、悩みを抱いたときに、最も相談しやすいのは同級生である。女子の場合は母やきょうだいへ相談する生徒も多かった。このことは、女子は思春期に入っても親から完全に分離できず、きょうだいとの関係を頼りにしている傾向が強いと考えられる。また、先生に相談するという生徒はごく少数で、心の専門家に相談する生徒はほとんどいなかった。悩みの解決方法は、何もしないという生徒が多いが、性差があり、男子は外へ発散し、女子は一人で考えるという傾向があり、女子の方が悩むことに対してストレス耐性ができてくるのではないかと考えられた。

この調査によって、筆者が心の教室相談員として関わっている少数の中学生を理解するだけでなく、中学生の全体像を理解することに役立った。悩みや問題を抱えた中学生は実に多いにもかかわらず、心の専門家や教員に繋がるケースは非常に少ない。一見楽観的に見えても、この20年で身体化が顕著に進んでいるということ、また、悩みの解決状況に性差があることなども明らかとなった。相談活動を通してつながりをもった少人数の中学生に対して援助していく場合も、全体像を把握し、広い視野をもって援助していくことは大切なことである。

キーワード：心の健康、中学生、思春期、悩みの身体化、20年間の変化

養育態度に関連する母親の内的作業モデルに見られる 防衛のあり方について

稲垣千代

これまでの愛着研究や筆者の先行研究で、内的作業モデル（以下 IWM）の不安定型は物事の正負両面を統合出来ず防衛的であることが示されている。母親の IWM は養育態度にも関連することから、心理的援助を行う上でどのような防衛が把握する事は重要である。このため本研究では乳幼児を持つ母親の IWM に見られる防衛のあり方を検討する事を目的とした。第 1 研究は質問紙法によって量的に、第 2 研究は面接法と投影法を用いて質的に検討した。第 1 研究では 850 名の有効回答を得て IWM のタイプ分けを行い、潜在拒否型の過度に理想的な回答が防衛によるものであるのか、陰性情動の抑圧の可能性が指摘されている「抑圧型」と比較することで検討した。結果は前回の研究と同様の理想的な回答をする Hi-secure 型が抽出され、「抑圧型」の傾向が示されたが、面接法の結果とは一致しなかった。第 2 研究では 30 名に面接法、13 名に投影法検査を行った。その結果、不安定型の IWM では原始的防衛機制の関与が示唆された。顕在拒否型では分裂が見られ悪い表象を強く内在化して親を価値下げし、投影同一視によって自己の悪い表象を周囲へ投影して回避する傾向が見られた。依存欲求の抑圧、負の記憶の否認、人に頼らない依存の反動形成、依存感情の隔離も見られた。アンビバレント型では対象の分裂が見られ極端な原始的理想化と価値下げによる一貫性のなさが見られ、こうした不安を周囲に投影して振り回す投影同一視が示された。依存欲求の否定、脅威の対象への同一化も見られた。潜在拒否型は過剰な抑圧や否認など高次の防衛が見られ、その下に分裂でも良い表象を理想化し、親の価値観や社会的通念を取り入れ・同一化して、良い表象を周囲に投影して脅威を否認、依存を抑圧していい子を演じている傾向が見られた。甘えや思春期反抗がない依存の反動形成、過剰に礼儀正しい敵意や攻撃性の反動形成も示された。安定型はほどよく統合された対象表象を持ち、高次の防衛も不適応な防衛とはなっていなかった。投影法（ロールシャッハ・テスト）では、顕在拒否型は、強い不安が投影された反応（悪い表象）や極端に理想化された反応（良い表象）がみられ最後に攻撃的反応（投影同一視）が見られた。アンビバレント型では良い表象と悪い表象が交互に現れ（対象の分裂）最後は攻撃的な反応（投影同一視）が見られた。潜在拒否型は良い表象（理想化）の反応が多く、形態質を急に落とすこともあり、抑圧やポリアンナの否認、隔離といった高次の防衛が過剰で、その下に対象の分裂が推察された。安定型は動揺しても形態質を極端に落とすことは無く安定していた。面接法でも投影法でも同様の傾向が示され、投影法を用いることでさらに詳細に確認できることが示された。IWM の不安定型には分裂した表象による脅威があり、過剰な防衛を行っていることが示唆された。IWM の変容を促すのは容易なことではないが、分裂した表象が統合されるよう、その脅威を深く理解し受け止めてゆくことが大切であると考えられた。

キーワード：愛着理論、内的作業モデル（IWM）、防衛機制、潜在拒否型、原始的防衛機制

互いに異なる情報をもつ2者間のコミュニケーション

井上晶子

日常生活において、我々は他者に情報を伝える、逆に他者から情報を受け取るといったコミュニケーションをよく行っている。しかし、このようなコミュニケーションの中において、時に情報が正確に他者へ伝達されない場合も存在する。それは同一の事象に関して互いに異なる情報を持っている2者間でコミュニケーションが行われた時である。本研究では、レジ袋の有料化に関する賛否問題を取り上げた。レジ袋の有料化に関する賛成情報、反対情報を別々に2人の参加者に対して提示し、互いにコミュニケーションをさせた。コミュニケーション過程を通してどのような態度変化が起こるのかを心理学的に検証した。

本研究は、2つの研究で構成されている。研究1では、レジ袋の有料化に関して2種類の情報（賛成情報・反対情報）を参加者に対して別々に提示し、お互いに情報交換をさせた。情報交換後には、別な他者へ伝達することを想定してもらいながら新たなレジ袋の有料化に関する情報文を各々の参加者に作成させた。情報交換のコミュニケーション過程を通して、各々の参加者がレジ袋の有料化に対してどのような態度変化を示すのかを検証した。研究2では、研究1の参加者によって作成された新たなレジ袋の有料化に関する情報文の内容が、賛成情報および反対情報のどちらに偏っていたのかを検証した。

本研究で明らかとなったことは、大きく分けて2つ存在する。1つは、情報交換のコミュニケーション前後において参加者のレジ袋の有料化に対する態度が変化することであった。参加者のコミュニケーション前における参加者のレジ袋の有料化に対する態度は、レジ袋の有料化に関して賛成情報を読んだ参加者は肯定的な態度、反対情報を読んだ参加者は否定的な態度であった。しかし、コミュニケーション後における参加者の態度は、賛成情報を読んだ参加者、反対情報を読んだ参加者共に、レジ袋の有料化に対して中和（どちらともいえない）する態度に変化することが明らかとなった。つまり、賛成情報を読んだ参加者は態度が低下し、反対情報を読んだ参加者は態度が上昇した。また、互いに異なる情報をもった2者間でのコミュニケーション場面において、賛成情報を読んだ参加者は反対情報を読んだ参加者に比べ、驚きを感じていた。このことから、反対情報は社会的に存在しているにもかかわらず、周囲にあまり知られていない可能性が示唆された。

そして、コミュニケーション後の伝達において各々の参加者は他者に対してどのように情報を伝達していたのかを検証したところ、伝達される内容は各々の参加者が最初に接した情報に沿って他者へ伝えられていることが明らかとなった。つまり、賛成情報を読んだ参加者は賛成情報に偏って、反対情報を読んだ参加者は反対情報に偏って情報文を作成していた。

事象を取り巻く様々な情報が社会の中には存在する。しかし、それらの情報の中で我々が認知しているのはごくわずかであるに違いない。情報を他者へ伝達する際には、自分の持っている情報を優位に他者へ伝達するのではなく、別な情報と吟味し正しく理解したものを伝達することが重要ではないだろうか。

キーワード：コミュニケーション、伝達、態度変容

心療内科に通院している患者の清潔保持に関わる行動の促進 パフォーマンス・マネジメントの手法を用いて

大 澤 亮

本研究は、清潔保持に関わる行動の頻度が少ない、統合失調症患者2名（AとB）を研究対象とした。このような行動の頻度が低いということは、行動分析学の観点から、その行動をした後に自然に生じる環境の変化（例えば、歯磨きをすることによって口腔内が清潔になること）が、強化子として機能していない、ということが考えられた。よって、新たに設定した随伴性するパフォーマンス・マネジメントの手法によって、参加者2名の清潔保持に関わる行動の変化を調べた。本研究では、パフォーマンス・マネジメントの中でも、竹内・園山（2007）が提案した、発達障害児者のための自己管理スキル支援システムの手続きを採用した。より具体的には、参加者が、行動の自己記録をとることで、清潔保持に関わる行動がどのように変化をするのか調べた。また、随伴性を記述したルールが、参加者の清潔保持に関わる行動を制御するかどうか調べた。結果として、参加者Aの場合、自己記録が、強化子として機能している行動と、ルールによって制御されている行動に分かれた。参加者Bは、自己記録によって行動が強化されず、ルールによって行動が制御されることはなかった。

今後の展望としては、まず、参加者Aのフォローアップを行い、本研究が終了した後、どの程度、清潔保持のための行動が維持されているのか、調べることを考えている。また、より多くの患者に研究に参加していただくことで、より精神障害者に合った自己管理支援システムを考案したい。

キーワード：統合失調症、清潔保持に関する行動、パフォーマンス・マネジメント、自己管理スキル支援システム、随伴性を記述したルール、自己記録

脳卒中後遺症者の、慢性期リハビリテーション時における 意欲評価に関連する要因

リハビリテーションにおける当事者への関わりの提案として

壬 生 沙 知

本研究は、リハビリテーションサービスを利用している慢性期脳卒中後遺症者を対象とし、対象者を担当しているリハビリテーション専門職が評価するリハビリテーションへの意欲と、それに関連する要因を明らかにすることを目的として実施した。さらに、質問紙調査の結果と対象者がこれまでに経験してきたリハビリテーションについての聞き取り調査を含めることによって、リハビリテーションにおける望ましい関わりについて考察したものである。

対象者は34～71歳の茨城県内の外来リハビリテーション利用者（15名）、通所リハビリテーション利用者（13名）計28名の慢性期脳卒中後遺症者とし、対面して質問紙ならびに聞き取り調査を実施した。加えて、慢性期リハビリテーションを実施している担当者にも質問紙調査を実施し、その結果を比較した。検定は Pearson の相関係数、Fisher の直接確率、独立したサンプルの t 検定、判別分析を使用した。

リハビリテーション担当者が評価するリハビリテーション意欲については、19名（68%）が意欲高、9名（32%）が意欲低と判断された。意欲に関わる要因について判別分析を実施したところ、日常生活自立度の指標である Barthel Index の得点と発症からの期間の長さが選択され、82.1%の予測判別率であった（ $p < .01$ ）。

加えて、リハビリテーションへの満足度を意欲群別に比較して有意傾向が見られ（ $p < .1$ ）、意欲を基準変数とした一括投入の判別分析において判別係数の大きさから関連が認められた。一方、心理状態としての抑うつ、不安については関連が明らかではなかった。今回の調査においては、リハビリテーションへの態度は本人の心理状態と関連の強いものではなく、対象者本人の障害像や生活における支障とその主観的価値、そして担当者との関わりがより大きく関連していることが示された。リハビリテーションの意欲は担当者にとって、対象者本人やリハビリテーションの進め方について省みる1つの手がかりとなることが推測される。

さらに、聞き取り調査を含めてリハビリテーションにおける課題の記述を試みた。リハビリテーションに関しては、対象者本人と医療者との間に認識や目標のずれが生じており、本人と担当者が共通に理解できる説明やコミュニケーションの重要性が示唆された。担当者には特に心の援助の視点が望まれるといえる。また、サービスの移行について課題が指摘され、質問紙調査の結果から通所と外来リハビリテーションの利用者を比較すると、日常生活の自立度、生活範囲、抑うつありとともに、リハビリテーションへの満足度に差が認められた（ $p < .05$ ）。医療法改定の影響が大きく、利用者に対して病院間、あるいは病院と施設間での連携や情報共有が課題であることが示唆された。

自分や生活に対する回答からは、生活全般において対象者本人の「自己効力」が低下し、「自己決定」が阻害されていることが推察された。本人の価値観や役割意識、障害観とともに周囲の人の働きかけが加わって、障害をもった自分について再認識し、新たな価値を見出していくことが大切ではないかと考えた。

キーワード：慢性期リハビリテーション、意欲、リハビリテーション満足度、障害受容、コミュニケーション

キレとはなにか

臨床心理学的視点から

中村 康子

本研究は、キレとは何であるかについて、臨床心理学的視点から明確にすることを目的とした。キレとは、新聞などで論じられている一般論や教育現場での問題行動を背景とし、論じられることが多い。しかし、筆者は、これらの議論では、キレを十分に説明できているとは考えられないと感じており、問題行動としてのキレとは違うものとして考えた。さらに、先行研究などで述べられている傾向について、筆者が考えるキレ傾向を持つ対象者だけではなく、一般的なキレ、つまりムカツキの結果キレに至る一般的な対象者を多く含んでいる可能性が考えられた。そこで、キレという現象をより明確化するために、先行研究などで挙げられている特徴を有する対象者、具体的には、何らかの意識障害を伴い、突然爆発的な怒りを表出し、その周囲の目撃者がキレと認識した対象者、およびその家族、キレ現象の目撃者に対し、面接調査を行った。

面接内容として、本人には、キレ現象が起きたときのきっかけ、キレ現象の引き金になったと考えられる要因、外的な要因の有無やキレ現象を起こしているときの内的な動き、記憶の有無、回数、どのような環境であったか、キレは予測可能か、などについて確認するための質問を行った。親面接では、生育歴や子育てに対する態度を含め母子関係、父子関係についての質問を行った。キレ現象の目撃者には、キレ現象に陥ったときの対象者の様子とそれ以外での状態での対象者の様子、キレが起こることを予測することができたか、などについて質問を行った。

さらに、キレとの類似性が考えられる過呼吸発作・パニック発作・境界性人格障害の3症状を有する対象者に面接を行い、キレとこれらの3症状を比較することで、その相違点をより明確にしたいと考えた。この比較により、キレと類似性が考えられる過呼吸発作・パニック発作・境界性人格障害の3症状との相違点はある程度区別できたといえよう。

しかし本研究によって、導き出されたキレとは、乖離現象を伴い暴れるという行動化によってスプリットを背景とする破壊不安が発作的に表出された現象であるという一面を示唆するに留まったにすぎない。本研究の目的であったキレの本質を明確にすることについては、さらなる検討を要するといえよう。

また、面接調査の回数に制限があり、調査という目的も面接であるため、面接中に筆者が深く取り上げたいと感じる話題であっても、面接後の影響を考慮し、取り上げられないこともあった。さらに、対象者保護の観点から、逐語記録など、対象者の同意が得られず、掲載できない内容があった。これは、筆者が面接調査の結果を一事例ごとに事例検討的アプローチを行った方法の限界であろう。

キーワード：キレ、乖離、スプリッティング

常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録

〔2008年度〕

2008年 4月3日 入学式・ガイダンス(入学生:4名)

2009年 3月20日 秋セメスター修了式(修了者:3名)

3月30日 常磐大学大学院学術雑誌「常磐研究紀要」第3号刊行

〔2008年度秋セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
大友由梨香	犯罪不安と対処行動の関係に関する研究 通学に関する意識調査から	諸澤 英道
鴻巣 堯子	日本初の犯罪被害者グループにおける継続上の問題点に関する考察 同時期の米国の例を参考に	諸澤 英道
白岩 祐子	犯罪被害者に対する有責性帰属の検討:責任帰属との比較を通して	諸澤 英道

犯罪不安と対処行動の関係に関する研究

通学に関する意識調査から

大友 由梨香

犯罪被害とは、被害の軽重にかかわらず、身体的、精神的、経済的な困難が伴う予後の大変悪いものである。しかし、このように犯罪というものは、人々に多大な悪影響をもたらし、社会にとって有害であるにもかかわらず、なくならないのが現実である。そして、大規模な犯罪に関連する調査によれば、犯罪に対する国民の不安感も高まっていると言われている。この犯罪という社会問題に対してどのような対策があるだろうか。犯罪への対策には、犯罪予防と被害予防という二方向からのアプローチが考えられる。さらに、この二つのアプローチを行う主体はそれぞれ異なっており、犯罪予防の多くは、公的な機関によって行われるべきものであるが、他方で、被害予防という観点では、地域や家庭、個人による自発的な対策が主である。つまり、犯罪被害を予防するためには、公的な機関による犯罪予防に頼るだけではなく、地域や家庭そして社会をつくりあげる個々人の対策が必要不可欠と思われる。では、犯罪に対する不安感を持っていると、行動にどのような影響を及ぼすだろうか。先行研究によれば、こういった不安を持っていると、被害防止策などの人々の行動に影響を及ぼすということが報告されている。犯罪に対して不安を感じているにもかかわらず、何も対策を講じないというのは合理的ではなく、社会に犯罪が存在している以上無防備であると言える。そのため、犯罪被害に遭わないようにするために、何らかの対策が必要なことは明らかである。以上のことから本研究では、犯罪に対する不安感が、どのように個人の犯罪被害に対処する行動に影響を与えているのかについて検討するため、学生を対象とした調査を行い対処行動との関連をみた。その結果、やはり犯罪不安は犯罪被害に遭わないようにする為の対処行動に影響を及ぼし、また、不安が高い者と低い者では対処行動をとる程度も異なっていた。しかし、女性の「性被害に関する不安」は不安が高い者も低い者も対処行動の量に差はなく、同程度対処行動をとるということが明らかになった。一方、男性は不安を感じている者は、対処行動をとるがそうでない者は対策を殆どとらない傾向がみられた。実際に犯罪の被害者となっているのは、男性の方が女性よりも多いにもかかわらず、犯罪不安は女性よりも低く、対処行動をとる程度も低いというのは問題である。男性には、より一層の被害防止策に対する啓蒙・啓発を働きかける必要があるだろう。また、犯罪不安が高いからといってあらゆる対策をとるわけではなく、防衛的な対策は殆ど実施されていないということが明らかになった。それぞれの対策の必要性についても検討していくべきであろう。

キーワード：犯罪不安、被害不安、犯罪対策、被害予防、Fear of Crime

日本初の犯罪被害者グループにおける継続上の問題点に関する考察

同時期の米国の例を参考に

鴻 巣 堯 子

諸外国に先駆けて創設され、活動した犯罪被害者のグループが日本に存在した。日本における初めての犯罪被害者の会「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」は市瀬朝一がひとり息子を刺殺された翌年、昭和42年（1967）に始めたものであるが、市瀬は私財を投げ打ち、被害者の支援を続ける一方、彼らの窮状を国に訴え続けた。市瀬のグループが活動を始めた当初、会の目標は大別すると、殺人犯罪の撲滅とそのため啓蒙と教育、厳罰化、補償制度の確立であったが、市瀬が全国を行脚し、殺人犯罪遺族の窮状を目の当たりにする中で、目標は補償制度の実現ひとつに絞られていった。三菱重工の爆弾テロ事件発生後の1975年頃には、ようやく市瀬の活動に世間の注目が集まるようになった。1981年、ついに犯罪被害者等給付金支給法が施行されたが、その4年前の1977年に市瀬は亡くなった。彼が始めたグループの活動は継承されることはなかった。

日本のみならず、諸外国にも犯罪被害者グループが存在していなかった時代に立ち上がり、犯罪被害者のために活動し続けた市瀬のグループはなぜ継承されず、他のグループに継承されることもなかったのか、その疑問を明らかにするのが当論文の目的である。そこで次の3点に焦点を当てた。

- ・ 米国の殺人犯罪被害者グループに比して、大きすぎる目的である補償制度の実現を求めて活動し、そのため長い年月がかかり、市瀬亡き後余力が残されていなかったのではないか。
- ・ 1960年代に海外で進行していた犯罪被害者補償制度確立に当たって、中心になって提唱したのは、英国でも米国でも刑事司法の専門家であり、メディアがそれを伝播する役割を果たし、一般の市民もこれを受け入れた、こうした状況が日本ではどうであったのか。
- ・ 現在まで永続して活動している犯罪被害者グループには、永続する何等かの特性が備わっていたのではないか。

これらを探るため、市瀬のグループの活動の足跡をたどり、米国における犯罪被害者補償制度導入の過程を調べ、米国で最初に発足し、現在まで存続している被害者のための2グループ Families and Friends of Missing Persons and Violent Crime Victims, WA (FFVCV) と Aid for Victims of Violent Crime, MO (AVC) を取り上げ、活動が長年にわたって継続した要因を探り、市瀬のグループとの比較検討を行った。

キーワード：殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会 犯罪被害者補償制度

Aid for Victims of Violent Crime 市瀬朝一

Families and Friends of Missing Persons and Violent Crime Victims

犯罪被害者に対する有責性帰属の検討：責任帰属との比較を通して

白 岩 祐 子

我が国の犯罪被害者の中には、これまで、ときにその被害の深刻さを十分に理解されないばかりか、被害に遭ったことについて本人にも落ち度があったとみなされてきた者が少なくない。このような社会の無理解や誤解は被害者の苦痛を増大させ、いわゆる二次被害の一因になっているとも指摘されている。二次被害とは、犯罪被害という一次被害に伴って生じる様々な間接的被害を指し、非常に幅広い現象を意味しているが、その端緒となるのは被害や被害者に対する人々の認知である。この、犯罪被害者に対する社会的認知というテーマは、刑事裁判への被害者参加制度や裁判員制度の運用を想定するとき、公判における被害者や加害者の利害と密接に関わりうる点においても緊急性・重要性の高いものであるが、このテーマに対する学術的取り組みは未だなされていない。

一方、陪審員制度を導入して久しい米国では、社会心理学研究、特に、犯罪被害者に対する責任帰属の研究が多数実施されている。これらの研究は、主に性犯罪を対象とした個別的バイアス検証において豊富な成果を有するが、伝統的な帰属研究から責任という概念を援用してきた際、それを被害者に当てはめることが妥当かどうかという基礎的な検証を行っていない。筆者は、責任という概念が、曖昧さや多義性を内包しつつも本質的には加害者に付与されるラベルであり、被害者には適切でない概念だと考えている。

このような想定に基づき、本研究は、有責性という概念と責任の妥当性を、一般の人々がいずれをより多く被害者に帰属させるかという比較を通して検証した。有責性(imputabilité)とは、犯罪生起における被害者の役割を表すために Mendelsohn(1956・1958)が提唱した被害者学の概念であるが、具体的な測定指標を持たないため、落ち度や不注意、隙といったネガティブかつ被害者固有の評価を想定し、併せてその妥当性を確認した。本研究は、東京都内の一般住民を対象とした研究1と、茨城県内の大学生を対象とした研究2から構成されるが、"人々が被害者に帰属させるのは責任ではなく有責性である"という仮説は共通のものである。結果は、いずれの研究も上記仮説を支持するものとなった。この他、Walster(1966)およびShaver(1970)による防衛的帰属仮説の検証や、有責性帰属の規定因の探索、回答者の性別・年代別比較などを行った。最後に、今後取り組むべき諸課題や、二次被害を解消するための具体的な政策について考察を加えた。

キーワード：有責性、責任帰属、防衛的帰属仮説、殺人・強盗、二次被害

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録

〔2008年度〕

2008年 4月3日 入学式・ガイダンス(入学生:4名)

2009年 3月20日 秋semester修了式(修了者:2名)

3月30日 常磐大学大学院学術雑誌「常磐研究紀要」第3号刊行

〔2008年度秋semester修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
猪瀬 雄哉	地方自治体におけるユニバーサルデザインに関する研究 導入計画と行政サービスの実態の検証	井上 繁
大森 昂	デジタル・アーカイブにおける知的財産保護に関する研究 著作権、意匠権、商標権に視点を置いて	水嶋 英治

地方自治体におけるユニバーサルデザインに関する研究

導入計画と行政サービスの実態の検証

猪 瀬 雄 哉

本研究は、地方自治体の長期計画及び指針におけるユニバーサルデザインの導入と、それに基づいた行政サービスの実態をヒアリング調査及び全国の地方自治体を対象としたアンケート調査から明らかにし、これらの調査から得たデータを基に、行政サービスにおけるユニバーサルデザインの導入の実態を検証し、その上で今後の行政サービスにおけるユニバーサルデザインの課題を論じたものである。

一頃の福祉、バリアフリーのまちづくりはユニバーサルデザインの考え方へと進展し、市民の関心と呼んでいるが、現在、その理念や内容、手法は必ずしも行政サービスとして十分に確立されてはならず、抜本的な検討と展開が求められている。ユニバーサルデザインは行政サービスの中でどのように実現していくかという点に関する議論や方法論も未だ成熟しているわけではない。加えて、ユニバーサルデザインに関する取り組み方には各地方自治体によって温度差が生じている。これらの傾向と先行研究を踏まえ、本稿では、ユニバーサルデザインの導入背景や取り組みに関して調査し、その特徴や構造を解き明かす研究手法とした。第1章では本研究目的や方法、研究の流れについて説明し、第2章では、日本における政策形成とユニバーサルデザイン導入の背景を整理した。第3章は、全国のアンケート調査（量的調査）及びヒアリング調査（質的調査）のデータから読み取れるユニバーサルデザインの導入の流れや特徴、傾向、地域性について全国的傾向の視点から論じている。第4章ではユニバーサルデザインの取り組みの現状に関する分析を行い、これを受けて、第5章ではその政策実態と検証の観点から課題を明らかにした。

本研究を通して、明らかになった特徴の一つに、都道府県及び市区町村ともに長期計画へのユニバーサルデザインの導入が全国的に増加傾向をみせている点がある。これは、バリアフリーからユニバーサルデザインへの世論の高まりという要因が大きかったが、一方で、今後、少子高齢社会が加速する中で、行政側が高齢者や障害者等を想定、認識してユニバーサルデザインを導入したという実態も捉えられた。一方で、ユニバーサルデザインを総合計画に位置づけながらも、それが行政サービスの取り組みとして具体化されていないケースが各市区町村において少なからず見受けられ、ユニバーサルデザインの考え方が言葉先行型として用いられている側面があった。とりわけ、地方自治体の財政逼迫や全体的なユニバーサルデザインの認知度の低さ、この考え方が縦割り行政になじみにくいという現状は、住民への行政サービスの発展を拒む大きな課題となっている。これらの課題をデータから客観的に実証した上で、ユニバーサルデザインの実態の分析や検証を行い、今後、実効性を高める工夫や努力、行政と市民の役割の明確化、地方自治体の部署ごとの横の連携等が重要であることを指摘し、今後の研究課題としてユニバーサルデザイン評価指標の必要性を考察した。

キーワード：ユニバーサルデザイン、バリアフリー、地方自治体、総合計画、行政サービス

デジタル・アーカイブにおける知的財産保護に関する研究

著作権、意匠権、商標権に視点を置いて

大 森 昂

本研究ではデジタル・アーカイブならびにデジタル・ミュージアムを制作する際の権利処理について取り上げた。特に、産業遺産のひとつである鉄道遺産に的を絞り、車両、駅舎といった有形文化財を残すというプロジェクトを立ち上げ2年間に亘り作業をした。そもそも、鉄道遺産はどこまでの範囲がそう呼べるのか。そして、著作権の及ぼす範囲はどこまでなのか問題意識を持った。全国の鉄道遺産のある博物館には車両、鉄道備品、模型などが展示物としてあるが、それ以外のインタビュー映像や車窓映像、さらには、その地域の産業遺産は含まないのであろうか。そこで、鉄道遺産を残す本来の意味について考察した。車両は古くなり、現代の時の流れについて行けなくなった昭和時代の車両と速度や環境に対応した機能が格段に上がった平成期の車両が世代交代をする段階のことである。時代の流れによって、姿を消していく車両は元の鉄屑に戻り二度と見られなくなってしまうのである。果たしてそれを見過ごしてよいのだろうか。我々の次の世代へその情報を伝達しなくてもよいのであろうか。そこで、思い当たったのはデジタル・アーカイブである。デジタル・アーカイブであれば、場所をとらずに保存ができ、しかも、インターネット上にそれらを配信することで日本のみならず、全世界の人の目に付くことになるのである。

次に、鉄道遺産を残す上でインターネットを利用することを考えた際に、以下のことを考えた。インターネットは、文字、画像、動画など、あらゆる情報を世界中いつでもどこでも手に入れることができる空間である。また、同時に誰もが自由に（双方向に）情報交換をすることができる。しかし、このようなシステムの中で権利の侵害が日常的に行われている。例えば、最近流行りであるウェブログ（ブログ）で写真や動画を公開する時にキャラクターやテレビゲームの画像などが掲載されている。これは、創作者に無断で掲載したとして著作権侵害になる。ただし、ブログも自分の考えなどの創作性があるものは著作物になる。つまり、「引用」という形ならば問題はない。だが、引用する際には以下の事柄が必要である。（1）引用の対象と鳴る著作物が存在すること（2）引用部分と引用者の表現部分が明確であること（3）引用者の表現が「主」、引用する部分を「従」とした関係があること（4）引用元を明記すること、という4つの要件を満たすことができれば認められる。果たして、多くのブログ利用者がこのようなことを理解しているのだろうか。また、ブログサービスを提供している会社はそれを伝えようとしているのであろうか。「引用」する時の為に項目を設けるなどといった対策が必要だと思われる。

このように著作権のあり方を我々が理解しないままにインターネットを利用しているという現実がある。本研究では、産業遺産における権利関係、デジタル・アーカイブ、ドキュメンテーションについての解決すべき問題点を論述していく。

キーワード：アーカイブ、デジタル・アーカイブ、デジタル・ミュージアム、ドキュメンテーション、標準化

2008年度大学院3研究科合同修士論文発表会全体報告

大学院 FD 委員

大 井 紘

ポスターセッションをA・Bに分けて順次行ったのち、合同討論会において発表者が順次登壇して論文の説明と質問への回答をするという二部形式をとった。順次、これらにつき報告する。

<ポスターセッション>

A・Bで6人ずつが各45分間の発表を行った。個々の発表の批評はさしおき、全体としての状況を報告する。

各ポスター当たりの視聴者・質問者の数が多く、したがって、会場のLavazza(通常は喫茶室)が狭く感じられ、外は雪だというのに換気のために窓を開けていた。学会のポスターセッションでも、個々のポスターの前にこのように多くの人が集まることは少ないのではないだろうか。質問はかなり突っ込んだものが聞かれ、専門が近い人しか近寄りたいたいのではないかとさえ思われた。そのなかで、長時間同じポスターについて質問をする人もいて、関心が深いこと、あるいは発表ごとにコメント担当員が指定されていたためであろう。中には、Lavazza 備え付けの座席の高い椅子に座り込んで聞き込んでいる人もいた。討論は発表時間終了後にまで延長して行われていた。

ポスターの作り方は、おおむね妥当であると見られたが、いくつか気づいた点を述べる。発表者によっては、文字が小さくなってしまったものもあった。これは、総文字数が多くなったためであろうが、ポスターセッションでは、口頭発表をパネル上に展開するのではなく、前提と結論および結論に至る要点をポスター上では強調して、研究の論理の流れは、別途配ったレジюмеもあることであり、質問に応じて説明するようにした方がいいだろう。ポスター上は要点を絞ったものにすべきだ。口頭発表と間違えて、一通り話をきかせたがる発表者もいた。視聴者がポスターをみて、いきなり質問から入れるようなポスターの作りが望まれる。

ポスターは、基本的には白地に黒で描くのが見やすいように思われた。ダークブルー地に白抜き文字というのは見やすいものではないと感じた。多色を使った図のなかには、色のコントラストと濃淡差が小さくて見づらいものがあった。この点、工夫が求められる。ユニヴァーサル・デザインに関する発表があったから言うのではないが、色彩の使用においては、色覚に特異性があっても識別しやすい配色まで考える時代になっていると心得るべきであろう。

ポスターのボードは縦が180cmであったが、下の方を質問対応のための記載に当てるなど、質問者の見やすさは考慮されていたと見る。

レジюмеについては、各発表ごとのページ番号だけでなく、総ページ番号もいれておくと参照に便利すると思われる。それが手間なら、発表番号を各ページに入れておくとよいだろう。

発表者が同数なら、次回から会場をもっと広いところにした方がいい。また、発表時間も視聴者の数と熱意からすれば、もっと長くすることが望ましい。総時間長が限られることから、A・Bに分けないで、さらに大きなスペースを考えるのも行き方であろう。

ポスターセッション独特の、突っ込んだ議論に満足した発表者、あるいは、冷や汗をかいた発表者、それぞれがいたのではないだろうか。特に、3研究科合同であったことから、異分野からの参加者も多々あり、発表者・視聴者とも専門のタコツボに埋没することなく議論ができたことと感じた。

異分野の発表のコメント担当になってとまどった教員、大いに好奇心を発揮した教員といるいるであろうが、学生とともに異分野への挑戦をこころがけたいものである。

報告者の知る限り、これだけ熱気に溢れ、丁々発止に満たされたポスターセッションも珍しいと思う。

< 合同討論会 >

ポスターセッションにつづいて、1時間の休憩をはさみ合同討論会が行われた。総時間80分に発表者12名であるから、一人6分余である。

持ち時間の使い方は、各人様々であるが、短い時間に論文内容の説明と質問票への回答・ポスターセッションでの議論の補足とを入れようとして無理のみられる発表もあった。すでに各研究科ですませた修士論文の口頭発表で用いたパワーポイント画像をそのままここで提示して、時間不足で駆け足になってしまったとみられる発表もあった。もともと、この合同討論会は、質問票への回答とポスターセッションでの質疑の補足を目的としていたのである。そのことが必ずしも発表者に徹底していなかったのかもしれない。質問票も出されず質疑補足の必要なしと考える発表者と、質問への回答に時間をとられる者との差が生じたのは止むを得ない。少なくとも、回答に時間をとられる者は、論文内容の説明は割愛してよかっただろう。どの道、事前に配られたレジюмеに書いてある以上のことを、3分やそこらで話せるはずはないのである。

いずれにしても、直前にでた質問への回答を60分以下で組み立てると同時に、持ち時間をどう使うかを考えるのは、口頭発表になれていない学生にとっては、かなり負担だったのではなかろうか。ポスター会場でのやりとりの発展という形での発表は稀薄であったのはやむを得ないかもしれない。質問に答えるために新たにパワーポイント画像を作った例はなかったと思うが、アドリブで画面を作るにはOHPあるいはOHCの方が向いている。しかし、それにはそれなりの熟練を要する。この合同討論会は、プレゼンテーション技術としては、かなり高度なものが求められたと思われる。

合同発表会の一人あたり持ち時間が短すぎたという意見が発表者から聞かれたが、ポスターセッションも含めた総時間が限られていたので、短かったのはやむを得なかったことだといえる。進行係のベルの合図にもかかわらず時間超過をした発表者もいた。時間を守るのは発表の基本である。自戒すべし。

今後の行き方として、プレゼンテーション技術を磨くために、今回の方式を踏襲することもありうるが、通常のポスターセッションの様に、それのみに徹して、時間を長くとするという行き方もあるだろう。今回の盛況をみれば、それで時間を持て余すこともないと思われる。

最後に、今回の発表会を表で陰で支えて立派な発表会を運営した院生・事務方の諸兄諸嬢の労をねぎらいたい。

大学院学術雑誌規程

(目的)

第 1 条 常磐大学大学院(以下、「大学院」という)は、学術研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、学術雑誌を発行する。

学術雑誌は課程毎に発行し、博士後期課程雑誌を「人間科学論究」、修士課程雑誌を「常磐研究紀要」とする。

(編集委員会)

第 2 条 学術雑誌の編集業務を管掌する機関として、教学会議のもとに人間科学論究編集委員会と常磐研究紀要編集委員会を設置する。

人間科学論究編集委員会は、幹事 3 名と博士後期課程各領域から選出された 4 名で構成される。

常磐研究紀要編集委員会は、幹事 3 名と各研究科から選出された 3 名で構成される。

幹事は、3 研究科から各 1 名が選出され、博士後期課程の「人間科学論究」と修士課程の「常磐研究紀要」の両方の編集業務に携わる。

委員長は、幹事から 1 名が選出される。

幹事の任期は、4 月 1 日より 2 年とし、再任を妨げない。

幹事以外の委員の任期は、4 月 1 日より 1 年とし、再任を妨げない。

編集委員会は、編集業務に協力を得るために、編集補助者を委嘱することができる。

(任務)

第 3 条 編集委員会は、原則として毎年度 1 回学術雑誌を発行する。

(寄稿資格)

第 4 条 学術雑誌へ寄稿する有資格者は、次のとおりとする。

1. 博士後期課程雑誌「人間科学論究」
 - a. 本大学院に設置する科目の授業担当者
 - b. 本大学院博士後期課程に在籍する学生および研究生
 - c. 本大学院博士課程を修了した者(満期退学した者も含む)
 - d. 編集委員会が特に認めた者
2. 修士課程雑誌「常磐研究紀要」
 - a. 本大学院修士課程に在籍する学生および研究生
 - b. 本大学院修士課程を修了した者
 - c. 編集委員会が特に認めた者

(手続)

第 5 条 編集委員会は、次の論稿を編集する。

1. 学術論文、学会展望、書評等
2. 当該年度に受理された学位論文の要旨

3. 大学院に関する事項

4. 編集委員会が特に認めたもの

前項のものは、未発表のものを原則とする。

投稿に関しては、別に定める。

(審 査)

第 6 条 編集委員会は、第 5 条第 1 号に規定するものについて、編集委員会が委嘱した者の査読を経た後に、必要に応じて研究科委員会に意見を求め、「掲載の適正」を判断する。

編集委員会は、執筆者に対して、必要に応じて内容の修正を提案することがある。

(保 管 ・ 管 理)

第 7 条 学術雑誌の保管ならびに各大学および研究機関との交換は、常磐大学情報メディアセンターが管掌する。

(著 作 権 な ど の 処 理)

第 8 条 学術雑誌に掲載されたすべての論稿の著作権は、著者に帰属する。また、学術雑誌に掲載された論稿を電子化する場合は、著者の許諾を得る。

(事 務)

第 9 条 学術雑誌の発行事務は、研究教育支援センターが行なう。

附 則

1. この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て教学会議の承認を得るものとする。

2. この規程は、2006年4月1日より施行する。

常磐大学大学院學術雜誌

執筆要綱

(2007年度改訂版)

・「人間科学論究」への投稿に関する諸注意

「人間科学論究」とは大学院人間科学研究科博士後期課程の四つの領域（ ．人間の発達と適応、 ．人間と社会・コミュニケーション、 ．被害の原因と対策、 ．地域の振興と福祉）の趣旨ならびに特色を考慮した学術専門雑誌です。本大学院学術雑誌規程第5条第1号が定める学術論文の他、編集委員会が認める学位論文の要旨、総説、講座、シンポジウム、事例報告あるいは座談会の記録、学会または研究会の抄録、話題などを掲載します。学術論文は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は該当しない）あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限り、新規見の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。なお、掲載されたすべての論文の著作権は、常磐大学大学院人間科学研究科に帰属します。また、掲載された論文を電子化することとします。

投稿について

学術論文等の投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティブの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否は編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者に知らせます。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、掲載論文数が2編以下の場合、休刊にすることがあります。

1．原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計2部とその内容を保存した電子媒体（FDまたはCDとし、原則としてMS-Wordで入力したもの）を研究教育支援センターに指定された日時までに提出してください。

送付先：〒310-8585 水戸市見和1-430-1

常磐大学大学院学術雑誌「人間科学論究」編集委員会

教員以外の投稿者は、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）の推薦文をつけて提出してください。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者をお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

2．有資格者について

「論究」へ寄稿することのできる有資格者は、次のとおりです。〔参考〕大学院学術雑誌規程（第4条第1号）

本大学院に設置する科目の授業担当者

本大学院博士後期課程に在籍する学生および研究生

本大学院博士後期課程を修了した者（満期退学した者も含む）

編集委員会が特に認めた者

注：筆頭執筆者が上記のものに属して第2著者以降がこれに該当しない場合、その投稿は認められる

ものとし、ただし、筆頭執筆者が上記のものに属さない者である場合、第2著者以降に上記に属する者がいても、その投稿は原則認められません。

3. 募集論文の種類

原著論文、 研究ノート、 研究レビュー、 学界展望、 書評。

原著論文と研究ノートはいずれも学術論文に含まれます。いずれも独創的な研究で、科学上意義ある結論または事実を含むものです。原著論文は、著者による独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、科学技術の進歩や発展に寄与するものです。その成果と内容、ならびに論文形式等が当編集者（査読者も含む）によって原著論文に値すると認められた論文とすることができます。一方、研究ノートは、ひとまずこれまでの研究の概要を暫定的に報告した論文であり、新しい発見や着想を早く公表することを目的とした論文です。研究ノートでは、研究テーマにかかわる先行研究を詳細に概観する必要はありません。また図や表も最小限にとどめ、確定した事実だけを記し、後に改変の必要が起こるような内容を含めないことが望まれます。

以上の内容から、投稿者の希望と異なる論文種になる場合があることを了承してください。

原則すべての論文に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者（学外の者に依頼する場合もありうる）が査読し掲載の採否を決定することとします。

「常磐研究紀要」への投稿に関する諸注意

「常磐研究紀要」は人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科の3研究科のそれぞれの趣旨ならびに特色を考慮した学術雑誌です。本大学院学術雑誌規程第5条第1号が定める学術論文の他、編集委員会が認める学位論文の要旨、事例報告などを掲載します。学術論文は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は該当しない）あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限り、新発見の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。なお、掲載されたすべての論文の著作権は、常磐大学大学院の3つの研究科（人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科）に帰属します。また、掲載された論文を電子化することとします。

投稿について

学術論文等の投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとし、英文の場合、ネイティブの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否は編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者に知らせます。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、掲載論文数が2編以下の場合、休刊にすることがあります。

1. 原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計2部とその内容を保存した電子媒体（FDまたはCDとし、原則としてMS-

Wordで入力したものを)を研究教育支援センターに指定された日時までに提出してください。

送付先：〒310-8585 水戸市見和1 - 430 - 1

常磐大学大学院学術雑誌「常磐研究紀要」編集委員会

研究指導教員あるいはこれに準ずる教員(リーダーも含める)の推薦文を必ずつけて提出してください。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者をお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

2. 有資格者について

「紀要」へ寄稿することのできる有資格者は、次のとおりです。〔参考〕大学院学術雑誌規程(第4条第2号)

本大学院修士課程に在籍する学生および研究生

本大学院修士課程を修了した者

編集委員会が特に認めた者

3. 募集論文の種類

原著論文、 研究ノート、 研究レビュー。

原著論文と研究ノートの違いについては「人間科学論究」の項を参照すること。

すべての論文に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者(学外の者に依頼する場合もありうる)が査読し掲載の採否を決定することとします。

. 論文原稿作成上の注意

頁構成 1 枚目(表紙).....表題、著者名他
2 枚目.....要旨(Abstract)、キーワード(Key words)
3 枚目.....本文

《1 枚目(表紙)》

下の1~3については、本文が邦文の場合は邦文・英文を併記し、本文が英文の場合は、英文のみを記載する。

1. 表題・・・「.....の研究」というような大ざっぱな表記を避け、論文の内容、新知見を表記した簡潔で明瞭なものとする。また、長い場合は略題(ランニングタイトル)をつける。2編以上の原稿を同時に提出する場合は、それぞれ別の表題をつける。

2. 著者名(フリガナ)

3. 所属、領域、研究指導教員名

4. 図表の数

5. 抜刷希望部数（贈呈分50部を含む）
6. 連絡先住所・電話番号（FAX番号；e-メールアドレス）
7. 編集・印刷上の注意事項の指示（朱書）

《2枚目》

1. 論文の要旨（Abstract）

英文で150語～200語程度とし、読者が一読して論文の内容が明確に理解できるものとする。ただし、本文が英文の場合には、掲載の採否審査の都合上、和文の要旨（600字～800字程度）も必要とする。

2. キーワード（Key words）

英語のみで5個以内。やむを得ず邦語のキーワードを含む場合には、ローマ字表記の邦語のキーワードを併記してください。

《3枚目～本文》

1. スタイル、枚数

A4判用紙に横書き。図表と写真は一点につき一枚に換算し、所定の枚数に含める。

〔本文が和文の場合〕

文章は現代かなづかいとする。

ワープロ使用...40字×30行設定で、原著論文は16～20枚、研究ノートは8～10枚とする。変換できない文字や記号は、手書きで明瞭に書き入れる。

手書き...400字詰原稿用紙を使い、原著論文は50～60枚、研究ノートは25～30枚とする。

〔本文が英文の場合〕

フォント11の活字を使用したワープロによる印字のみとし、30行設定で入力する。論文は20～25枚、研究ノートは10～20枚とし、原語綴りは行末端で切れないようにする。

可能なかぎりネイティブの専門家の校閲を受けること。

2. 構成

論文の構成は次のように編成する。ただし、それらは必ずしも見出しの表記法を規定するものではない。〔注1、注2〕なお、中見出しは、適宜考慮して適切に表現する。

はじめに：序言または緒言に相当するもの。研究の位置づけおよび目的を明示する。

研究の方法

成績または結果

考察または考案

結論または総括

謝辞...出来るだけ簡単に、研究費の出所等も記載する。

引用文献...〔注3〕

図表・写真のタイトル（説明文を含む）...〔注4〕

〔注1〕総説、講座、または専門分野の学会などの慣行に従うことが望ましい場合には、上記の構成の限りではなく、適宜考慮して記述する。ただし、学生が投稿する場合は、その標準的な構成を示し

たサンプルを一部提出することが望まれる。

〔注2〕自己の見解と他人のものとの比較で、異論を論じるだけの場合は、出来るだけ「結果および考察」に相当する一章にまとめる。ただし、その場合は、研究ノートに分類されることもある。

〔注3〕(引用文献について)

1.本文中に引用する際の表記法

文献に記述された内容を本文中に引用する場合には、基本的にはそのまま書き写さずに自分の言葉に置き換えて記述すること。

1名の研究者による文献の場合

Skinner (1967) は、・・・・・・・・と述べている。

井上 (1993) の研究では、・・・・・・・・が明らかにされた。

・・・・・・・・と報告されている (Sidman, 1990)。

・・・・・・・・が指摘されている (山本, 1997)。

2名の研究者による共同研究の場合

Horne and Lowe (1996) によれば、・・・・・・・・

・・・・・・・・が報告されている (Sekuler & Blake, 1985)。

・・・・・・・・と報告されている (谷島・新井, 1996)。

3名以上の場合

・本文中に初めて出すときには、全ての研究者の名前を記述する。

柏木・東・武藤 (1995) は、・・・・・・・・と述べている。

Matthews, Shimoff, and Catania (1987) は、・・・・・・・・を調べた。

・・・・・・・・が報告されている (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)。

・2回目以降は、以下のように省略して記述する。

柏木 他 (1995) は、・・・・・・・・と述べている。

柏木ら (1995) は、・・・・・・・・と述べている。

Matthews et al. (1987) は、・・・・・・・・ことを指摘している。

・・・・・・・・が指摘されている (Matthews et al., 1987)。

名前は基本的に姓のみを表記する。ただし、同姓の人物が引用されていて紛らわしいこともある。そのときには、日本語名であればフルネームを書き、欧文名であればファーストネームのイニシャルを添えて書くこと。

原文の直接的引用

どうしても文献の内容を原文のまま引用したい場合には、次のようにすること。

・・・・・・・・。高橋 (2001) は、

この問題に関して次のように述べている。

(1行空ける)

ヒトの場合、言語行動が・・・・・・・・

・・・・・・・・

.....(高橋, 2001, p. 102)

(1行空ける)

以上のように高橋は、.....

2. 引用文献のリストの書式

本文中に引用した文献は、全て最後の引用文献のリストに記載すること。リストは、アルファベット順に並べ替えること。同じ著者の場合は、発表年代順に並べる。

初版の場合.

松沢哲郎 (2000). *チンパンジーの心* 岩波現代文庫

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York : Knopf.

改訂版の場合.

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ Prentice-Hall.

芝 祐順 (1979). *因子分析法* 第2版 東京大学出版会

編集された書籍の場合.

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior : Cognition, contingencies, and instructional control*. New York : Plenum.

海保博之・原田悦子 (編) (1993). *プロトコル分析入門* 新曜社

編集された書籍の場合.

Chase, P. N., & Danforth, J. S. (1991). The role of rules in concept learning. In L. Parrott & P. N. Chase (Eds.), *Dialogues on verbal behavior*. Reno, NV : Context Press. pp.226-235.

佐藤方哉 (1983). *言語行動* 佐藤方哉 (編) 現代基礎心理学 6 学習 東京大学出版会 pp. 183-214.

雑誌の場合.

木本克己・島宗 理・実森正子 (1989). *ルール獲得過程とスケジュール感受 教示と形成による差の検討* 心理学研究, 60, 290-296.

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding : Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, 36, 207-220.

Webサイトの場合.

長瀬産業株式会社ヘルスケア事業部 (2001). <OLの化粧に関する意識調査> 結果報告 (2001.12.13.) <<http://www.nagase.co.jp/whatsnew/20011213.pdf>> (2002年1月10日)

文献の標記の仕方については、「日本心理学会執筆・投稿の手引き (2005年改訂版)」を参照すること (日本心理学会ホームページ <http://www.psych.or.jp/tebiki.doc>)

他に下記の書籍が参考になる。

APA (アメリカ心理学会) 著 江藤裕之・前田樹海・田中建彦 (訳) (2004). *APA論文作成マニュアル* 医学書院

原著

American Psychological Association (2001). *Publication manual of the American Psychological Association. Fifth edition.* Washington, DC : American Psychological Association.

他に英文の文体については、下記の書籍が参考になる。

The University of Chicago Press (2003). *The Chicago manual of style : The essential guide for writers, editors, and publishers. 15th ed.* Chicago : The University of Chicago Press.

〔注4〕(図表・写真について)

1. そのまま印刷できる鮮明なものを用いる。光沢のある白い印画紙の上に焼き付けたものかそれに準じたものとし、手書きは不可とする。また、大きさは横幅7～14cmのものを用意する。文字の大きさについては、原寸大として使う場合は、最低1.5mmの高さが必要である。
2. 原図の裏には著者名・図表番号・天地の指示を鉛筆書きし、A4判の台紙に貼付する。特に、大きさや配置に希望のある場合は明記する。
3. 図表は、和文では「第1図」または「図1」、「第2表」または「表2」のように、英文では「Fig. 1」、「Table 1」のように表わし、本文中と統一する。また、タイトルおよび説明文(注記を含む)は写真判には含めず、別紙に表記したものを添付する。
4. 本文中で、図表挿入部位の表示は、本文の右欄外に朱書きで指示する。

・編集作業について

編集作業は以下の予定で行います。

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1. 投稿募集案内の配布と投稿希望書の配布 | 5月下旬 |
| 2. 投稿希望申請のための書類提出締め切り | 7月中旬 |
| 3. 投稿規程、投稿のために必要な手続き書類の送付 | 7月下旬 |
| 4. 原稿提出締め切り | 10月上旬 |
| 5. 査読者の決定と査読依頼書の送付 | 10月上旬 |
| 6. 査読締め切り | 11月上旬 |
| 7. 再提出の締め切り | 12月上旬 |
| 8. 再査読依頼 | 12月上旬 |
| 9. 再査読締め切り | 1月上旬 |
| 10. 最終提出締め切り | 1月下旬 |
| 11. 原稿印刷 | 2月上旬 |
| 12. 初校の送付 | 2月中旬 |
| 13. 初校校正の締め切り | 2月中旬 |
| 14. 校正最終締め切り | 2月下旬 |
| 15. 原稿印刷 | 2月下旬 |
| 16. 学術雑誌の配布と別刷り送付 | 3月下旬 |

Tokiwa University Academic Journal Contribution
Guidelines and Points to Remember
(Revised in 2007)

1)ここに掲載する大学院学術雑誌の英文執筆要綱は、常磐大学理事長室の Kevin McManus 氏のご協力によって作成されたものです。彼のご協力を深謝いたします。

. Information for authors regarding contributions to the Tokiwa Journal of Human Science

The Tokiwa Journal of Human Science is an academic periodical that examines the different aspects and research related to the following four areas within the Tokiwa Doctorate Program in Human Science course curriculum: 1. human growth and adaptation; 2. humans and society/communication; 3. the causes and counter-measures of human suffering and victimization; and 4. regional growth and welfare. In addition to selected academic papers, the Editorial Board will publish collected abstracts, lectures, symposium reports, and case reports, and will also consider round-table discussion minutes, scientific and research society quotations, etc. (Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1). Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams. The copyrights of all published manuscripts will belong to the Tokiwa University Graduate School of Human Science. All published manuscripts will be converted to electronic form.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see "Eligibility" below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Manuscript submission will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of the Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1 . Manuscript Submission

Authors must submit two original copies and one digital copy of their manuscripts. Digital copies can be submitted on either CD or floppy disk, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Teaching & Research Support Service Center, or mailed to the address below by the appointed date and time.

(Send to)

Teaching and Research Support Service Center, Tokiwa University
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable advisor.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread. Authors will be given two days to have the proofreading

done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

2 . Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Tokiwa Graduate School Academic Journal Regulations No. 4 Article 1)

- 1 . Course instructors for the Tokiwa Doctoral Program in Human Science.
- 2 . Students or researchers enrolled in the final semester of Tokiwa University's doctoral program.
- 3 . Anyone who has completed the final semester of Tokiwa University's doctoral program
- 4 . Those specially recognized by the Editorial Board.

Note: In the case that a manuscript is submitted under multiple authorships, they will still be accepted if secondary authors do not meet the above requirements as long as the head author does. However, if the head author of a submission does not meet the requirements stated above, his or her submission will not be accepted, regardless of whether or not secondary authors do in fact meet the requirements.

3 . Categories for paper application acceptance

- 1 . Original article,
- 2 . Research notes
- 3 . Research review,
- 4 . Insights on an academic society,
- 5 . Book review

Both original articles and research notes are categorized as academic papers. The merit of submitted original articles (including its contents, results, layout, etc.) will be determined by the editor assigned to judge the manuscript. Research notes serve as a temporary report and outline of research completed to a certain point but still pending final results. When composing the research notes, it is not necessary to make a detailed outline of the previous research that matches the research theme. They should include just factual information, minimizing the usage of tables and figures. Furthermore, research notes should not include any information that may be subject to change as the research continues.

Based on the above descriptions, contributors should be aware that the category under which a given manuscript is submitted is subject to approval and possible change.

* As a general rule, the above applies to all submitted manuscripts. Judgment about the status and acceptance or rejection or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board.

. Information for authors regarding contributions to the Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development

The Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development is an academic periodical that examines the different aspects and research related the three graduate schools at Tokiwa University: the Graduate School of Human Science, the Graduate School of Victimology, and the Graduate School of Community Development. In addition to selected academic papers, the editorial committee will publish collected dissertation abstracts, lectures, symposium reports, and case reports, also considering round-table discussion minutes, scientific and research society quotations, etc. (Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1). Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams. The copyrights of all published manuscripts will belong to the three graduate schools of Tokiwa University: the Graduate School of Human Science, the Graduate school of Victimology, and the Graduate School of Community Development. All published manuscripts will be converted to electronic form.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see “Eligibility” below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Manuscript submission will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of the Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1 . Manuscript Submission

Authors must submit two original copies and one digital copy of their manuscripts. Digital copies can be submitted on either CD or floppy disk, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Teaching & Research Support Service Center, or mailed to the address below by the appointed date and time.

(Send to)

Teaching and Research Support Service Center, Tokiwa University
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable staff member.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of

. Information for authors regarding contributions to the Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development

The Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development is an academic periodical that examines the different aspects and research related the three graduate schools at Tokiwa University: the Graduate School of Human Science, the Graduate School of Victimology, and the Graduate School of Community Development. In addition to selected academic papers, the editorial committee will publish collected dissertation abstracts, lectures, symposium reports, and case reports, also considering round-table discussion minutes, scientific and research society quotations, etc. (Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1). Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams. The copyrights of all published manuscripts will belong to the three graduate schools of Tokiwa University: the Graduate School of Human Science, the Graduate school of Victimology, and the Graduate School of Community Development. All published manuscripts will be converted to electronic form.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see “Eligibility” below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Manuscript submission will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of the Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1 . Manuscript Submission

Authors must submit two original copies and one digital copy of their manuscripts. Digital copies can be submitted on either CD or floppy disk, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Teaching & Research Support Service Center, or mailed to the address below by the appointed date and time.

(Send to)

Teaching and Research Support Service Center, Tokiwa University
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable staff member.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of

- 4 . Number of figures and tables in text
- 5 . Anticipated number of reprints (up to 50 reprints will be provided for distribution at no extra fee)
- 6 . Contact address, telephone number (FAX number and e-mail address)
- 7 . Important notes regarding editing/printing (please write using red ink)

Page 2

1 . Abstract

The abstract should be between 150 and 200 words, and should be written in a way that readers can gain a clear understanding of the contents of the paper by reading it.

2 . Keywords

Up to five keywords should be included after the abstract.

Page 3 - Text body

1 . Style, number of pages

Use standard A4 sized paper. Separate figures and tables should be included in such a way that they can be easily included alongside the text in the manuscript.

Use a word processing program such as Microsoft Word to type and print the paper (font size 11, 30 lines per page). Original articles should consist of 20-25 pages and research notes should consist of 10-20 pages. Please justify text in a manner that does not force word-splitting at the end of lines. Manuscripts should be proofread by a native speaker of English before being handed in.

2 . Organization

Manuscripts should be organized in accordance with the guidelines written below. However, there is possibility for slight deviations from layout described (see notes 1 and 2).

Introduction : Clearly indicate the purpose and the of the research in the preface or its equivalent

Research Method

Outcome/results

Discussion

Conclusions

Acknowledgements: list research contribution sources, etc.

References (See Note 3)

Titles of charts/figures (including explanatory notes - see Note 4)

(Note 1) **Slight deviations from the organization prescribed above will be considered based on their suitability and the reasons for the differences. However, a sample of the standardized guidelines used should be provided when a manuscript is submitted using a different organizational standard than the one described.**

(Note 2) In the case that there is a difference in opinion between the contributor and any other involved party regarding any of the contents of the manuscript, the disputed issue should

be outlined in a separate chapter titled "Results and Considerations." If this is the case, the manuscript will be classified as " Research Notes. "

(Note 3) References

1 . In-text citations (in margins)

For in-text citations of literature, text can be transcribed directly from the source.

Citations for a single author

i.e. " According to Skinner (1967)... "

" ...are reported (Sidman, 1990). "

Citations for two authors

i.e. " According to Horne and Lowe (1996)... "

" ...are reported (Sekuler & Blake, 1995). "

Citations for three or more authors

When the citation appears for the first time in the text, list all of the authors ' names.

i.e. " According to Matthews, Shimoff, and Catania (1987)... "

" ...are reported (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987). "

For every subsequent appearance of the citation, you should abbreviate it according as is done in the following example.

i.e. " According to Matthews et al.(1987), ... "

" ...are reported (Matthews et al., 1987). "

Only the authors' surname must be used when citing names. In the event that two authors share the same surname, please also include the first initial of the author following the surname.

* Direct citation of text

When you wish to directly cite a source, use the following as a guideline.

" ...Takahashi (2001) addressed the problem with the following. "

(1 line space)

" In the case of "

.

. (Takahashi, 2001, p.102) "

(1 line space)

" So, as can be gathered from Takahashi 's statement above,... "

2 . Format for cited reference list

All references that are cited in the text need to be listed. This list should be displayed in alphabetical order by the name of the leading author. If two books share the same author name, list in order of publication date.

First additions

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York : Knopf.

Revised additions

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ : Prentice-Hall.

Edited texts

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior : Cognition, contingencies, and instructional control*. New York : Plenum.

Journals

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding : Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, 36, 207-220.

Web addresses

Landsberger, J. (n.d.). Citing Websites. In *Study Guides and Strategies*. Retrieved May 13, 2005, from <http://www.studygs.net/citation.htm>.

References should be cited according to academically accepted guidelines, such as those released by the American Psychological Association or the Chicago Manual of Style (see examples below).

American Psychological Association (2001). *Publication manual of the American Psychological Association. Fifth edition*. Washington, DC: American Psychological Association.

The University of Chicago Press (2003). *The Chicago Manual of Style: The essential guide for writers, editors, and publishers. 15th ed.* Chicago: The University of Chicago Press.

(Note 4) Tables and Figures

- 1 . Only clear images should be used. Figures and tables should be printed onto white, glossy paper, and should not contain anything hand-written. The width of all images should be 7-14 cm.
- 2 . The author 's name, figure number, and any layout instructions should be written in pencil on the back of a figure, and then pasted on a separate piece of paper. If the author has any specific instructions regarding the size or positioning of a figure, he or she should indicate so on the page the figure is pasted to.
- 3 . All tables or figures should be labeled as "Table 1" or "Fig. 1." Any titles, explanations, or annotations to charts or figures should be written on the intended text page where the figure will be placed rather than on the accompanying the image page.
- 4 . Any explanatory text accompanying figures should be written in red ink in the margin right of the figure will be placed on the manuscript page.

. Editing Schedule

The following outlines the planned schedule for editing work:

- 1 . Distribution of contribution application information and application forms (Late May)
- 2 . Deadline for contribution applications (Mid-July)
- 3 . Distribution of documents and forms required for contributing (Late July)
- 4 . Manuscript submission deadline (Early October)
- 5 . Official request will be sent to selected reader manuscripts reviewers (Early October)
- 6 . Reading deadline (Early November)
- 7 . Resubmission deadline (Early December)
- 8 . Second review of manuscript (Early December)
- 9 . Second review deadline (Early January)
- 10 . Final submission deadline (Late January)
- 11 . Manuscript printing (Early February)
- 12 . Sending of first proofs (Mid-February)
- 13 . Deadline for first proofs (Mid-February)
- 14 . Final proofreading deadline (Late February)
- 15 . Final manuscript printing (Late February)
- 16 . Distribution of final printed journals (Late March)

編 集 委 員

森山 哲美（幹事・委員長） 長井 進（幹事） 水嶋 英治（幹事）
K.CHOCKALINGAM 大井 紘 岩田 温 渡邊 孝憲

常磐大学大学院学術雑誌 常磐研究紀要 第4号

2010年3月31日 発行
非 売 品

常磐大学大学院
人間科学研究科・被害者学研究科・コミュニティ振興学研究科
編集兼発行人 委員長 森 山 哲 美
〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1 電話 029-232-2511(代)

常磐総合印刷株式会社

印刷・製本 〒310-0036 水戸市新荘3-3-36
電話 029-225-8889(代)

目 次

●原著論文

- ・ 犯罪不安と対処行動の関係に関する研究
―通学に関する意識調査から―
..... 大友由梨香 1
- ・ 米国初の犯罪被害者グループにおける継続性に関する考察
..... 鴻巣 堯子 13

●研究ノート

- ・ 大学生を対象とした"誘発線法"の基礎的研究
―反復使用時の反応一貫性について―
..... 後藤かおり・菅佐原 洋・水口 進 13

●付 録

- ・ 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 付- 1
- ・ 修士（人間科学）論文要旨（2008年度） 付- 2
狩野 夏美、阿久津未帆、稲垣 千代、井上 晶子、
大澤 亮、壬生 沙知、中村 康子
- ・ 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 付- 9
- ・ 修士（被害者学）論文要旨（2008年度） 付-10
大友由梨香、鴻巣 堯子、白岩 祐子
- ・ 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 付-13
- ・ 修士（コミュニティ振興学）論文要旨（2008年度） 付-14
猪瀬 雄哉、大森 昂
- ・ 2008年度大学院3研究科合同修士論文発表会報告 付-17
大井 紘
- ・ 大学院学術雑誌規程 付-19
- ・ 常磐大学大学院学術雑誌執筆要綱 付-21
- ・ 常磐大学大学院学術雑誌執筆要綱（英文） 付-29